

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和3年度当初予算

ページ

1	令和3年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	令和3年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3	令和3年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】	64
4	令和3年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】	65
5	令和3年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	67
6	令和3年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	68

議案（条例その他）

7	神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の概要	69
8	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要	70
9	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要	72
10	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の概要	74
11	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例の概要	76
12	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の概要	78
13	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の概要	80
14	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例の概要	82
15	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の概要	84
16	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の概要	86
17	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の概要	88
18	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の概要	89
19	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の概要	90
20	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例の概要	92
21	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部 を改正する条例の概要	94

22	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の概要	96
23	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を 改正する条例の概要	98
24	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要	100
25	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の概要	102

令和2年度2月補正予算（その1）

26	令和2年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】	104
27	令和2年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	105
28	令和2年度一般会計2月補正予算（その1）継続費【福祉子どもみらい局関係】	106
29	令和2年度一般会計2月補正予算（その1）債務負担行為 【福祉子どもみらい局関係】	107
30	令和2年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】	108
31	令和2年度母子父子寡婦福祉資金会計2月補正予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】	109

令和2年度2月補正予算（その2）

32	令和2年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】	110
33	令和2年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	111
34	令和2年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	114

議案（令和2年度 条例その他）

35	芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定の概要	116
36	津久井やまゆり園の指定管理者の指定の概要	116

1 令和3年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				特定財源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	331,452	401,234	△69,782	10,000	9,000	48,448	264,004	
(項) 青少年費	331,452	401,234	△69,782	10,000	9,000	48,448	264,004	
(款) 民生費	312,003,487	292,028,910	19,974,577	18,942,435	4,744,000	14,635,300	273,681,752	
(項) 社会福祉費	16,167,842	15,527,969	639,873	2,412,915	-	1,575,217	12,179,710	
(項) 障害福祉費	72,461,326	70,160,029	2,301,297	3,795,993	3,006,000	1,485,896	64,173,437	
(項) 老人福祉費	118,053,331	105,845,849	12,207,482	3,281,575	467,000	7,234,803	107,069,953	
(項) 生活保護費	8,339,198	8,111,545	227,653	4,951,425	-	60,548	3,327,225	
(項) 児童福祉費	96,981,790	92,383,518	4,598,272	4,500,527	1,271,000	4,242,269	86,967,994	
使途を指定しない 収入	-	-	-	-	-	36,567	△36,567	
(款) 教育費	67,505,491	69,200,284	△1,694,793	18,558,963	-	99,292	48,847,236	
(項) 私学振興費	67,505,491	69,200,284	△1,694,793	18,558,963	-	99,292	48,847,236	
一般会計 計	379,840,430	361,630,428	18,210,002	37,511,398	4,753,000	14,783,040	322,792,992	

(特別会計)

介護保険財政安定 化基金会計	5,800	5,800	0	
母子父子寡婦福祉 資金会計	418,638	542,213	△123,575	

福祉子どもみらい 局 計	380,264,868	362,178,441	18,086,427	
-----------------	-------------	-------------	------------	--

2 令和3年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 11項 青少年費

- ・ 青少年対策企画調整費

4,213千円 【予算に関する説明書 90頁】

「神奈川県青少年問題協議会」において、青少年に関する総合的施策の重要事項の調査審議を行うほか、青少年育成・支援指針の作成等を行う。

- ・ 子ども・若者支援事業費

32,489千円 【予算に関する説明書 90頁】

困難を有する子ども・若者を支援するため、「かながわ子ども・若者総合相談センター」の相談業務として、SNSを利用した相談を実施する。また、ニート等の働くことに悩みを抱える若者を支援する「地域若者サポートステーション」を運営する。

- ・ 青少年人材養成費

8,504千円 【予算に関する説明書 90頁】

青少年の多様な体験学習の促進を図るため、青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。

- ・ 青少年社会環境健全化推進費

7,425千円 【予算に関する説明書 90頁】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に向け、「神奈川県青少年保護育成条例」及び「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用や一層の周知、啓発を図るほか、県民総ぐるみで社会環境の健全化を進める運動を展開する。

- ・ 藤野芸術の家運営費補助

80,013千円 【予算に関する説明書 90頁】

民間貸付を行っている宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。

- ・ 結婚支援推進事業費

1,224千円 【予算に関する説明書 90頁】

結婚を希望する者がその希望を実現できるよう、企業・団体や市町村等との連携を促進するとともに、「恋カナ！サイト」でのイベント情報の発信など、結婚に向けた機運を醸成する。

- ・ 青少年センター事業費

36,231千円 【予算に関する説明書 90頁】

- ア 青少年文化活動等推進事業費

3,947千円

最先端の科学を担う県内の様々な企業や研究機関との連携を深め、青少年が先端科学を直接体験できる機会を創出する。

- イ 青少年相談等支援事業費

32,284千円

ひきこもり・不登校など青少年の様々な悩みに適切に対応するため、青少年センター等での相談窓口を運営するとともに、NPOが実施する相談事業に対して補助する。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 社会福祉施設職員退職手当共済費補助

1,323,350千円 【予算に関する説明書 100頁】

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当金の支給財源として、（独）福祉医療機構に対して補助する。

- ・ 権利擁護推進事業費

269,985千円 【予算に関する説明書 100頁】

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用に関する援助や、日常的な金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業に対して補助する。また、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。

- ・ 地域福祉推進事業費

87,260千円 【予算に関する説明書 100頁】

福祉的支援が必要な矯正施設（刑務所等）入所者や被疑者・被告人等に対し、地域生活定着支援センターにおいて、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を行う。また、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の運営等に対して補助する。

- ・ 民生委員児童委員活動推進事業費

275,248千円 【予算に関する説明書 100頁】

民生委員・児童委員の活動の推進と、資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を補助するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助する。

- ・ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費

2,290千円 【予算に関する説明書 100頁】

バリアフリーの街づくりの取組みを推進するため、普及啓発事業を行う。また、カラーバリアフリーの普及促進を図るため、アドバイザーの派遣等を行う。

- ・ 共生社会推進事業費

50,005千円 【予算に関する説明書 100頁】

- ア 共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費

8,275千円

誰もが支え合い、受け入れ合う持続可能な共生社会の実現のため、交通不便地域において移動に困っている人々を、地域住民、市町村、NPO等が互いに協力して支える外出支援モデル事業について、スタートアップ支援等を行う。

- イ 障がい者文化芸術普及支援事業費

19,955千円

コロナ禍において鑑賞・創作・発表の機会が失われている中、障がいの程度や状態にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、障がい者の美術作品「ともいきアート」を展示・創作する場の創出等を行う。

ウ 未来型障がい者就労支援等事業費

11,696千円

分身ロボットの活用による障がい者等の新たな社会参加・就労支援を実証するため、文化芸術公演の遠隔鑑賞等を行うとともに、県での就労機会を確保する。

エ 農福連携マッチング等支援事業費

4,134千円

障がい者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保及び工賃向上を図るとともに、農業の担い手を確保するため、NPO、農業協同組合、市町村等と連携して農福連携のモデルを構築する。

オ 地域の支え合い仕組みづくり事業費

5,945千円

地域における自主的な課題解決の取組みを後押しするため、高齢者活躍の仕組みづくり等について、地域住民、市町村、NPO等で構成する協議体からの提案事業のスタートアップ支援を行う。

・ 手話言語普及推進事業費

16,967千円 【予算に関する説明書 100頁】

ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるための手話講習会の実施や、県出先機関等で遠隔手話通訳サービスを行う。また、聴覚障がいのある乳幼児が手話言語を獲得することを支援するため、乳幼児及び保護者を対象として、手話交流会等を開催する。

・ 福祉人材養成確保事業費

630,491千円 【予算に関する説明書 100頁】

福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労支援を行う。

- ⑧ ・ 介護職就職支援金貸付事業費補助
127,936千円 【予算に関する説明書 100頁】
介護・障害福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を終了後、就職する際の準備経費を貸し付ける（福）神奈川県社会福祉協議会に対して補助する。
- ・ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費
30,628千円 【予算に関する説明書 100頁】
外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生と受入介護施設等とのマッチング事業を行う。また、介護施設等が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。
- ・ 災害時福祉支援体制整備費
101,508千円 【予算に関する説明書 100頁】
新型コロナウイルスの感染者が確認された社会福祉施設等への介護職員等の派遣調整を行うとともに、派遣に要する旅費等を負担する。また、大規模災害時に備え、福祉関係団体等と連携し、神奈川県災害派遣福祉チームの設置や事務局体制の整備等を行い、要配慮者（高齢者や障がい者等）に対する必要な支援体制を確保する。
- ・ 中国残留邦人等援護費
20,871千円 【予算に関する説明書 100頁】
中国等からの永住帰国者の円滑な自立と生活を支援するため、身元引受人の派遣及び日本語学習、生活、就労相談などを行う。
- ・ 原爆被爆者援護対策費
1,602,046千円 【予算に関する説明書 100頁】
原子爆弾被爆者等の援護のため、医療特別手当、健康管理手当等の支給や、健康診断等を実施する。
- ・ 人権施策推進事業費
38,542千円 【予算に関する説明書 101頁】
人権がすべての人に保障される地域社会づくりを目指し、啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動等を行うほか、性的マイノリティの当事者支援事業や、ヘイトスピーチ対策事業等を実施する。

- 男女共同参画施策推進費
3,287千円 【予算に関する説明書 101頁】
男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の推進に取り組み、中学・高校におけるライフキャリア教育を支援する。
- 配偶者等暴力対策事業費
98,432千円 【予算に関する説明書 101頁】
配偶者等からの暴力の被害者支援を総合的に推進するため、被害者の一時保護、同伴児へのケア及び被害者の自立支援事業を実施するほか、民間団体が実施する先進的な取り組みに対する補助を拡充する。
- 女性保護施設管理費
150,446千円 【予算に関する説明書 101頁】
 - ア さつき寮指定管理費
137,144千円
援助を必要としている女性を入所保護し、生活支援等を通じて自立支援を行うとともに、施設の管理運営を行う。
(現基本協定に定める年割額からの変更点：入所者の見込み減に伴う指定管理料の減 年額△8,820千円、影響する年度 令和3年度)
- かながわ男女共同参画センター事業費
55,896千円 【予算に関する説明書 101頁】
男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画やキャリア形成支援に関する講座、市町村等と連携した意識啓発事業を実施するとともに、女性の活躍を応援する社会的ムーブメントを拡大するため、「かながわ女性の活躍応援団」による女性活躍推進の取組紹介冊子の作成・配布や、啓発講座への講師派遣などを実施する。また、「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV啓発事業等を実施する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

・ 障害者自立支援等給付費

53,753,481千円 【予算に関する説明書 102頁】

障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービス等に要する費用を負担する。

・ 障害者地域生活支援事業費

2,231,942千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するため、広域的、専門的な観点から、発達障害者支援センターの運営などの専門性の高い相談支援事業や人材育成等を行うとともに、地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。

・ とともに生きる社会推進事業費

40,000千円 【予算に関する説明書 103頁】

憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体、教育と連携を図り、県内各地域や学校での普及啓発を行う。また、ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、SNSを活用した広報等を行う。

一部(新) ・ 津久井やまゆり園再生推進事業費

32,080千円 【予算に関する説明書 103頁】

利用者目線に立った新しい障がい福祉の実現のため、意思決定支援を進める。また、意思決定支援に基づく利用者の地域生活移行を支援するため、利用者を受け入れるグループホーム等の施設整備や手厚い職員配置に対して補助するとともに、新たに利用者の社会体験を支援する事業者に対して補助する。

一部(新) ・ 意思決定支援普及・定着事業費

19,414千円 【予算に関する説明書 103頁】

意思決定支援の普及・定着のため、研修の開催等に加え、新たに評価基準の設計や担い手の養成、チーム支援の実践・検証等を行う。

- ・ 障害福祉地域サービス推進事業費

626,255千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者の地域生活移行を促進し、その生活を支えるため、グループホームの運営支援や医療型短期入所事業所の開設支援等を行うとともに、市町村が実施する地域生活支援関連事業に対して補助する。

- ・ 障害者地域活動支援事業費

231,757千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者の職業生活における自立を図るため、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、対象者の家庭や職場の訪問等により、就業、日常生活、社会生活上の支援等を行う。

- 一部(新) ・ 障害福祉施設等感染症対策費

194,462千円 【予算に関する説明書 103頁】

同居する家族等が感染による医療機関への入院等で不在となった障がい者に対してサービス提供を維持するため、宿泊療養施設を運営するとともに、自宅を訪問し、支援する事業所に対して補助する。また、陰性の障がい者の短期入所の受入れを促進するため、かかり増し経費を補助する。さらに、障害福祉サービス従事者の不安感を払拭するため、研修・相談等の支援を行う。

- ・ 障害福祉施設等地域サービス事業費

54,303千円 【予算に関する説明書 103頁】

障がい者の地域生活を支援するため、相談支援専門員を対象とする専門的研修の実施により相談支援体制の充実強化を図るほか、たんの吸引等の医療的ケアを実施できる介護職員など地域における支援人材の養成を行う。

- ・ 障害福祉施設先進技術活用促進事業費

4,182千円 【予算に関する説明書 103頁】

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、介護ロボット等の導入に対して補助する。

- ・ 民間障害福祉施設整備費補助

204,403千円 【予算に関する説明書 104頁】

障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域生活移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。

・ 障害福祉施設指定管理費

2,094,657千円 【予算に関する説明書 104頁】

ア 神奈川県ライトセンター指定管理費

305,976千円

県内の視覚障がい者を対象に、点字、録音図書等の貸出し及び各種の指導訓練事業、スポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興するほか、施設の管理運営を行う。

イ 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費

158,330千円

県内の聴覚障がい者を対象に、字幕入りビデオ等の貸出し、各種の指導訓練事業及び情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興するほか、施設の管理運営を行う。

ウ 津久井やまゆり園指定管理費

332,086千円

⑧エ 芹が谷やまゆり園指定管理費

202,307千円

障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。また、利用者の支援のため、新たに支援員を増員し、小規模ユニットケアを行うことにより個別支援を充実させるとともに、施設の円滑な運営を行う。

オ 愛名やまゆり園指定管理費

283,668千円

カ 厚木精華園指定管理費

207,558千円

障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

キ 三浦しらとり園指定管理費

604,732千円

知的障がいのある児童及び障がい者に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスや診察等を行うほか、施設の管理運営を行う。

・ 在宅重度障害者等手当支給費

587,052千円 【予算に関する説明書 104頁】

障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。

・ 重度障害者医療給付事業費補助

4,967,728千円 【予算に関する説明書 104頁】

重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。

・ 盲ろう者支援事業費

9,363千円 【予算に関する説明書 104頁】

視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センターを運営する。

・ 津久井やまゆり園新築工事費

1,521,000千円 【予算に関する説明書 104頁】

安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良）について、建替工事及び改修工事を行うとともに、事件を風化させないため、事件で命を奪われた津久井やまゆり園利用者への鎮魂のモニュメントを整備する。

・ 芹が谷やまゆり園整備維持管理費

1,608,330千円 【予算に関する説明書 104頁】

安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園（横浜市港南区芹が谷）について、民間活力を活用した建替工事を行う。

一部 **新** ・ 津久井やまゆり園等新築工事推進費

318,282千円 【予算に関する説明書 104頁】

津久井やまゆり園等の整備に伴い発生する工事諸経費（手数料）を関係機関へ納付するため、手続を行うとともに、必要な調査、開所準備等を行う。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

・ 高齢者保健福祉計画等推進事業費

13,260千円 【予算に関する説明書 105頁】

ア 地域包括ケア推進事業費

6,486千円

地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村の地域ケア会議への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。

一部 **新** ・ ねたきり・認知症高齢者対策事業費

81,987千円 【予算に関する説明書 105頁】

認知症の人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、医療と介護の連携の核となる認知症疾患医療センターの運営や、オレンジパートナーをはじめとする認知症サポーターの活動支援、認知症本人大使による認知症理解のための「本人発信」を支援するなど、認知症施策を推進する。

・ 介護ロボット普及推進事業費

349,554千円 【予算に関する説明書 105頁】

介護施設職員等に対し、介護ロボットの活用現場を体験する機会を設けるとともに、介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助する。また、介護施設等を対象として介護ロボットやICTの導入に向けたオンラインセミナーを開催する。

・ 高齢者社会活動推進事業費

50,116千円 【予算に関する説明書 105頁】

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。また、高齢者が生活支援サービス等の担い手になるために必要な知識を習得する研修を行う。

- ・ 介護・認知症未病改善プログラム事業費
 15,344千円 【予算に関する説明書 106頁】
 認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、地域の実践者が交流する機会を設けるほか、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。
- ・ 軽費老人ホームサービス提供費補助
 661,850千円 【予算に関する説明書 106頁】
 身寄りのない高齢者や家族との同居が困難な高齢者を対象とする軽費老人ホームに入居する低所得者の負担を軽減するため、サービスの提供に要する費用に対して補助する。
- ・ 民間老人福祉施設整備費補助
 573,367千円 【予算に関する説明書 106頁】
 - ア 特別養護老人ホーム整備費補助
 501,600千円
 在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。
- ・ 介護施設整備費補助
 5,939,484千円 【予算に関する説明書 106頁】
 - 一部(新) ア 地域密着型サービス施設等整備費補助
 1,003,651千円
 市町村で提供される地域密着型サービスの強化を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に加え、新たに介護職員の宿舍の整備等に対して補助する。
- ・ 介護施設職員研修事業費
 24,759千円 【予算に関する説明書 106頁】
 - ア 生活支援コーディネーター養成研修事業費
 7,360千円
 地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、市町村に助言等を行うアドバイザーを派遣する。

一部 **新** ・ 介護施設等感染症対策費

141,263千円 【予算に関する説明書 106頁】

同居する家族等が感染により医療機関への入院等で不在となった軽症・無症状の高齢者に対してサービス提供を維持するため宿泊療養施設を運営するほか、陰性の高齢者の短期入所の受入れを促進するため、かかり増し経費を補助する。また、軽症・無症状または入院等が困難な者の自宅を訪問し、支援する事業所に対して補助する。

・ 介護給付費負担金

104,564,320千円 【予算に関する説明書 106頁】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。

・ 介護保険事業者指定・指導監査等事業費

88,535千円 【予算に関する説明書 106頁】

ア 介護保険事業者指定・指導監査事業費

84,062千円

介護保険サービスを適切に提供するため、介護サービス事業者の適切な指定・指導を行うとともに、介護現場においてハラスメントが発生した場合の対応等に関する管理者向けの研修を行う。また、介護サービス利用者のサービス選択を支援するため、事業者のサービスに関する情報を公表する。

・ 介護人材育成推進事業費

7,100千円 【予算に関する説明書 106頁】

たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講を支援する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

・ 生活保護法施行事務費

220,088千円 【予算に関する説明書 107頁】

県保健福祉事務所での生活保護の適正な運営を図るため、生活保護の認定事務に係る各種調査を充実し、医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等を実施するとともに、就労の機会を提供するなど、一人ひとりの生活保護受給者にとって必要な支援を行う。

・ 生活福祉資金貸付事業費補助

71,913千円 【予算に関する説明書 107頁】

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の経済的な自立や、在宅福祉等の促進を図るため、(福)神奈川県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助する。

・ 生活困窮者自立支援事業費

173,957千円 【予算に関する説明書 107頁】

自立支援相談機関の相談支援員が生活困窮者から相談を受け、就労等による自立に向けた支援を行う。また、社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり事業を行うとともに、生活困窮世帯の子どもの健全育成のための事業等を行う。

・ 生活保護扶助費

7,828,629千円 【予算に関する説明書 107頁】

健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。

・ 進学準備給付金

2,800千円 【予算に関する説明書 108頁】

貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、県所管の福祉事務所管内(町村部)の生活保護世帯の子どもの大学等への進学時に、進学の際の新生活立ち上げ費用としての給付金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

・ 児童相談所費

384,250千円 【予算に関する説明書 108頁】

児童相談所の維持運営を行うとともに、児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るための保護者に対するカウンセリング等の専門支援体制や児童相談所における夜間、休日の緊急相談体制の整備、一時保護所への教育指導員の配置など、被虐待児童等の要保護児童の福祉の向上を図る。

ア 虐待防止対策推進事業費

59,148千円

児童虐待に適切に対応し、再発防止を図るため、保護者に対するカウンセリングや、医療機関による虐待事案への専門支援体制を整備する。また、児童相談所の法的対応力を高めるため、非常勤弁護士の配置に加え、児童の権利擁護に精通した弁護士に常時相談できる体制を整備する。

イ 児童虐待未然防止強化事業費

1,970千円

改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止の一層の推進を図るため、しつけの体罰禁止を、幼児から大人まで幅広く普及・啓発する。

ウ 子どもの意見表明支援事業費

3,954千円

児童養護施設や児童相談所の一時保護所に入所している子どもたちが自ら意見表明できる機会を拡充するため、子どもの意見を汲み取り代弁する仕組み（アドボカシー）を構築し、意見表明の取組みを推進する。

- ・ 児童養護施設退所児童等支援事業費

38,404千円 【予算に関する説明書 108頁】

- ア あすなろサポートステーション事業費

16,200千円

児童養護施設を退所した児童等を支援するため、「あすなろサポートステーション」を運営し、児童の自立に向けた相談支援・交流の場の設定・就労支援等を行う。また、里親委託や児童養護施設等への措置を解除された後も支援が必要な者に対して、自立に向けた支援を行うため、自立支援コーディネーターを配置して必要な支援を行う。

- イ 児童養護施設退所児童等支援事業費補助

19,650千円

里親委託や児童養護施設等に入所していた者に対し措置解除後も必要な支援を行うための費用を補助する。また、自立援助ホームに入所する20歳から22歳までの就学している者に必要な支援を行うための費用を補助する。

- ・ 里親制度推進費

60,817千円 【予算に関する説明書 108頁】

- ア 里親センター事業費

12,293千円

里親委託を促進するため、「里親センター」を運営し、里親制度の普及啓発や里親に対する支援を強化するとともに、養子縁組を促進するための養子縁組対応専門員を配置し、養子縁組に関する相談体制を整備する。

- イ 里親支援事業費

48,524千円

里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整等について専門的に行う里親対応専門員を配置するとともに、施設入所児童が家庭を体験するための3日里親制度の実施などにより、里親委託等の促進を図る。

- ・ 民間児童養護施設等運営費補助
 60,217千円 【予算に関する説明書 108頁】
 社会的養護の小規模化・地域分散化等の推進のため、県が策定した「社会的養育推進計画」に沿った取組みを行う児童福祉施設などに対して補助する。
- ・ 民間児童福祉施設整備借入償還金補助
 238,466千円 【予算に関する説明書 108頁】
 民間児童福祉施設の整備促進を図るため、施設整備資金借入金の償還元金や支払利子に対して補助する。
- ・ 未熟児等養育費 102,427千円 【予算に関する説明書 108頁】
 出生時において、身体の諸機能が未熟のため生活能力が著しく低い未熟児の療育に要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
- ・ 育成医療給付費 10,724千円 【予算に関する説明書 108頁】
 身体に障害のある児童の早期治療による障害の除去、軽減を図るために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。
- ・ 小児特定疾病医療援護費
 500,002千円 【予算に関する説明書 108頁】
 治療が長期にわたり、医療費が高額となる小児慢性特定疾病について、医療費の一部を支給する。また、長期療養している小児慢性特定疾病児童等の成長とともに自立を支援するため、関連情報の発信を行うほか、児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援コーディネーターを配置し、成人期への移行期医療の支援体制を整備する。
- ・ 小児医療費助成事業費補助
 3,740,170千円 【予算に関する説明書 108頁】
 市町村が実施する小学校就学前の児童の通院及び中学校卒業までの児童の入院に係る医療費の助成制度に対し、その経費の一部を補助する。

- ・ 子どもの貧困対策推進事業費
 21,830千円 【予算に関する説明書 108頁】
 生活困窮のおそれの高いひとり親家庭が相談しやすい環境を整備するため、SNSを活用した相談を実施する。

- ・ 保育事業指導費
 66,673千円 【予算に関する説明書 109頁】
 - ア 認可外保育施設フォローアップ事業費
 11,098千円
 無償化の対象となる認可外保育施設の質の確保・向上のため、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、継続的な助言指導を行う者を配置し、指導を強化する。

- ・ 安心こども交付金事業費
 273,837千円 【予算に関する説明書 109頁】
 国の子育て支援対策臨時特例交付金を原資とした安心こども基金を活用し、保育所や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。
 - ア 保育所整備等事業費
 53,716千円
 - (ア) 保育所等緊急整備事業費補助
 52,666千円
 待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助する。
 - (イ) 保育所緊急整備事業費補助（低年齢児特化型分園）
 1,050千円
 低年齢児（0～2歳）の受入れに重点化した保育所分園の設置等を支援する市町村に対して補助する。

イ 認定こども園整備促進事業費

220,121千円

(ア) 認定こども園整備事業費補助

220,121千円

認定こども園の施設整備を支援する市町村に対して補助する。

・ 認定こども園施設整備交付金事業費補助

562,714千円 【予算に関する説明書 109頁】

ア 認定こども園整備事業費補助（国庫対象）

550,314千円

認定こども園の施設整備を支援する市町村に対して補助する。

イ 幼稚園型認定こども園安全管理体制緊急整備費補助

12,400千円

幼稚園型認定こども園の安全管理体制を強化・充実するため、
防犯カメラ等を設置する事業者に対して補助する。

・ 子ども・子育て支援給付費負担金

50,530,540千円 【予算に関する説明書 109頁】

子ども・子育て支援法に基づき、保育所等の運営や保育士の処遇
改善のための経費として市町村が行う給付費の一部を負担する。

ア 施設型給付費負担金

46,522,712千円

市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。

イ 地域型保育給付費負担金

4,007,828千円

市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。

・ 幼児教育無償化関係事務費

403,675千円 【予算に関する説明書 109頁】

幼児教育の無償化の実施に必要な市町村の事務費等を補助する。

- ・ 地域子ども・子育て支援交付金事業費補助
8,715,041千円 【予算に関する説明書 109頁】
市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、市町村が実施する放課後児童健全育成事業や延長保育事業などに係る経費の一部を補助する。
- ア 地域子育て支援拠点事業費補助
721,559千円
乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供や、育児の相談等を行う子育て支援拠点の運営を行う市町村に対して補助する。
- イ 一時預かり事業費補助
1,362,516千円
緊急的な保育ニーズや保護者の通院・通学・リフレッシュのために就学前児童及び幼稚園児の一時預かり事業を実施する市町村に対して補助する。
- ウ 病児・病後児保育事業費補助
280,585千円
病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等の付設スペースで預かる事業や施設整備に取り組む市町村に対して補助する。
- エ 放課後児童健全育成事業費補助
4,621,427千円
保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。
- オ 放課後児童健全育成事業費補助（投資）
216,227千円
放課後児童クラブの施設整備等を実施する市町村に対して補助する。

- ・ 地域少子化対策推進事業費

15,467千円 【予算に関する説明書 109頁】

結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、結婚新生活の経済的支援などに取り組む市町村に対して補助する。

- ・ 保育対策支援事業費補助

850,314千円 【予算に関する説明書 109頁】

- ア 保育補助者雇上強化事業費補助

7,374千円

保育所等における保育士の負担を軽減するため、短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な経費を補助する。

- イ 保育体制強化事業費補助

137,157千円

地域の子育て経験者など多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続、離職防止を図る市町村に対して補助する。

- ・ 保育緊急対策事業費補助

150,877千円 【予算に関する説明書 109頁】

県所管域の市町村と連携し、低年齢児（0～1歳）の保育所への受入促進や保育所における児童の健康管理等の取組みの充実を図るため、事業に要した経費の一部を市町村に対して補助する。

- ・ 子ども・子育て支援人材確保育成事業費

131,277千円 【予算に関する説明書 109頁】

子ども・子育て支援新制度において重要な役割を担う保育士や保育教諭、放課後児童支援員などの人材の確保・育成のため、「かながわ保育士・保育所支援センター」の運営、各種研修事業等を実施する。また、保育所等の働き方改革を推進し、保育士の負担を軽減することにより、保育士の就業継続を支援するため、保育所等へコンサルタントを派遣する。

- ・ 地域限定保育士試験実施事業費
 64,763千円 【予算に関する説明書 109頁】
 年3回目の保育士試験として国家戦略特区を活用し、県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。
- ・ 保育士確保推進事業費
 6,883千円 【予算に関する説明書 109頁】
 短時間から徐々にフルタイムに移行する働き方を支援するため、配置基準外の短時間勤務の保育士の雇用を支援する市町村（政令・中核市を除く）に対して補助する。また、新規保育士を確保するため、養成施設の学生と若手保育士の交流会を開催するとともに、保育実習のあり方について検討会を実施する。
- ・ 保育エキスパート等養成事業費
 103,723千円 【予算に関する説明書 109頁】
 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を図る。
- ・ 厚木児童相談所新築工事費
 1,597,000千円 【予算に関する説明書 109頁】
 老朽化が進み手狭な厚木児童相談所を、来所する子どもや保護者に配慮した、安心して利用できる施設とするため、新たな施設の新築工事を実施する。
- ・ 私設保育施設等利用給付費負担金
 991,222千円 【予算に関する説明書 109頁】
 少子化対策のため、私設保育施設（認可外保育施設）や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。
- ・ 認可外保育施設感染症対策費
 57,066千円 【予算に関する説明書 109頁】
 マスク及び手指消毒エタノール等にかかる経費を補助する。

- ・ 保育所等感染症対策費

632,513千円 【予算に関する説明書 110頁】

地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために必要となる経費を補助する。また、県独自地域限定保育士試験及び放課後児童支援員認定資格研修を行う際に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる。

- ・ 児童保護措置費

4,136,451千円 【予算に関する説明書 110頁】

保護者のない児童又は保護者が監護することが適当でない児童について、民間児童福祉施設への入所措置等を行うことにより、被虐待児童等要保護児童の福祉の向上を図る。また、配偶者のない女子等とその監護すべき児童を母子生活支援施設に入所措置することにより、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援する。

- ・ 児童手当負担金

19,498,457千円 【予算に関する説明書 110頁】

児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。

- ・ 児童扶養手当給付費

896,469千円 【予算に関する説明書 110頁】

離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。

- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業費補助

1,565,004千円 【予算に関する説明書 110頁】

市町村が実施するひとり親家庭等の医療費の助成制度に対し、その経費の一部を補助する。

- 母子家庭等自立支援事業費
23,771千円 【予算に関する説明書 110頁】

ア 母子家庭等就業支援事業費

12,622千円

ひとり親家庭の自立を図るため、就業相談、就職支援講座、養育相談等を実施する。

イ 高等職業訓練促進給付金等支給費

8,000千円

ひとり親家庭の親を対象に、経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、給付金を支給する。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- 私立学校教職員等研修事業費

2,420千円 【予算に関する説明書 179頁】

私立学校教職員を対象に各種研修事業を実施するとともに、幼稚園の人材確保を支援するため、潜在幼稚園教員の復帰等を促進するための現場見学、就職相談会を実施する。

- 私立学校経常費補助

42,738,812千円 【予算に関する説明書 179頁】

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対して補助する。

ア 私立学校経常費補助（一般補助） 41,732,194千円

校種別補助額

高等学校	21,436,565千円
小・中・中等教育学校	8,810,962千円
幼稚園	9,337,573千円
専修・各種学校	1,583,636千円
特別支援学校	563,458千円

なお、特別補助は、以下のとおり。

イ 私立高等学校等教育改革推進費補助

504,278千円

教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。

ウ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助

351,540千円

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。

エ 私立幼稚園等地域開放推進費補助

150,800千円

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。

・ 私立学校振興資金利子補給費

11,497千円 【予算に関する説明書 180頁】

教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。

・ 私立学校生徒学費緊急支援事業費

19,888千円 【予算に関する説明書 180頁】

保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助するとともに、大規模災害により被災した児童・生徒に対しても引き続き支援を行う。

・ 私立幼稚園特別支援教育費補助

1,697,360千円 【予算に関する説明書 180頁】

障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。

- ・ 私立幼稚園施設整備費等補助
 524,180千円 【予算に関する説明書 180頁】
 幼児教育の質の向上に必要な遊具等の整備や職員の業務負担を軽減するための費用、認定こども園への移行に係る事務負担軽減や耐震化工事のための費用の一部を補助する。
- ・ 私立幼稚園利用給付費負担金
 5,426,573千円 【予算に関する説明書 180頁】
 少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。
- ・ 高等学校等就学支援事業費
 10,457,977千円 【予算に関する説明書 180頁】
 家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。
- ・ 私立高校生等奨学給付金事業費
 538,602千円 【予算に関する説明書 180頁】
 生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。
- ・ 私立高等学校等生徒学費補助金
 3,394,643千円 【予算に関する説明書 180頁】
- ・ 私立専修学校高等課程生徒学費補助金
 108,382千円 【予算に関する説明書 180頁】
 私立高校等に通う家庭の経済的負担軽減のため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を着実に実施する。
- ・ 外国人学校生徒等支援事業費
 167,663千円 【予算に関する説明書 180頁】
 外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。

- 私立専門学校修学支援負担金
750,000千円 【予算に関する説明書 180頁】
少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。
- 私立学校教職員退職金制度補助金
953,619千円 【予算に関する説明書 180頁】
私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。
- 公私立学校協調事業費
3,300千円 【予算に関する説明書 180頁】
公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力をアピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。
- 私立学校国際化推進事業費
8,480千円 【予算に関する説明書 180頁】
グローバル人材の育成に向けて国際バカロレア認定取得に関心のある私立学校に対し、既に認定を取得している学校の公開授業や職員同士の意見交換会等を開催し、認定取得を支援する。
- オリンピック・パラリンピック教育推進事業費
3,186千円 【予算に関する説明書 180頁】
東京2020大会の会場観戦を通してスポーツのすばらしさ等を体験し、一生の財産として心に残る大会とするため、子どもたちに東京2020大会の観戦機会を提供する。

新型コロナウイルス感染症対策

1 目的

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、福祉サービスの提供体制を維持するため、感染拡大防止対策や介護施設等のサービス継続等に対する支援を行う。

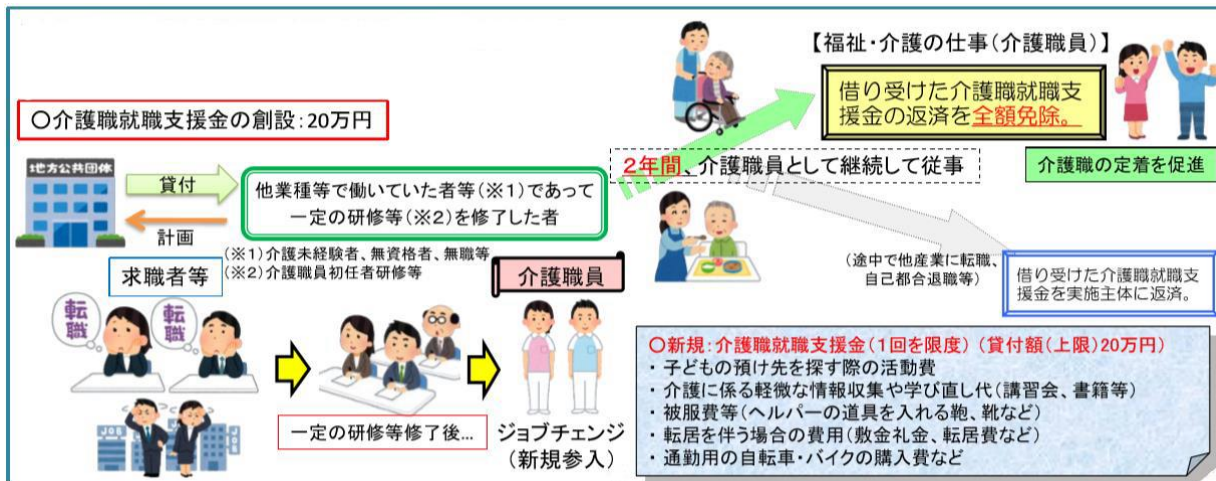
2 予算額 36億3,640万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1)	医療提供体制の維持と感染拡大防止対策	3億2,858万円
	① 在宅罹患患者宿泊療養施設運営費 同居する家族等が感染により医療機関への入院等で不在となった、軽症・無症状の在宅の高齢者や障がい者に対してサービス提供を維持するため、宿泊療養施設を運営する。	1億8,516万円
	② 緊急短期入所受入確保事業費 同居する家族等が感染により医療機関への入院等で不在となった、陰性の在宅の高齢者や障がい児者等の短期入所の受入れを促進するため、かかり増し経費を補助する。	2,153万円
新	③ 在宅療養支援事業 同居する家族等が感染により医療機関への入院等で不在となった、軽症・無症状、または入院等が困難な者の自宅を訪問し、支援する事業所に対して補助する。	1億2,188万円
(2)	福祉サービスの提供体制の維持	32億4,781万円
ア	福祉施設における感染拡大防止対策	
	④ 認可外保育施設感染症対策費補助（国庫対象） マスク及び手指消毒エタノール等にかかる経費を補助する。	5,706万円
	⑤ 保育所等感染拡大防止対策費（交付金事業分） 地域子ども・子育て支援事業において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために必要となる経費を補助する。	6億 675万円
	⑥ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助 介護施設等が行う簡易陰圧装置の設置等の感染症対策の実施に対して補助する。	15億1,511万円
イ	福祉サービス提供体制への支援 等	
	⑦ 福祉サービス提供体制への支援 福祉サービスの提供体制を維持するため、介護施設等における人員不足や代替サービスの提供等に要する経費に対して補助する。	7億7,422万円
	⑧ 社会福祉施設等応援職員派遣支援事業費 社会福祉施設等の機能を維持するため、感染者が確認された施設等への介護職員等の派遣調整を行うとともに、派遣に要する旅費や、雇用に要する費用等を負担する。	9,778万円
	⑨ 研修や試験における感染拡大防止対策 福祉サービス従事者の研修等の実施に当たり必要となるマスク、消毒液等の購入や、密集を避けるための追加の会場確保等に対して補助する。	5,762万円
新	⑩ 障害者支援施設等感染防止対策相談・支援事業費 障害福祉サービス等の従事者の不安感を払拭するため、研修や相談等の支援を行う。	714万円
	⑪ 障害福祉施設等ロボット・ICT等導入促進事業費補助 障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、介護ロボットやICT導入に対して補助する。	418万円
ウ	介護・障害福祉分野への就職希望者に対する貸付金	
新	⑫ 介護職就職支援金貸付事業費補助 介護・障害福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を終了後、就職する際の準備経費を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。（貸付上限額：20万円※一定期間の介護業務従事により返済免除）	1億2,793万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(3) 生活支援		6,000万円
	⑬ 住居確保給付金支給費 休業等により住居を失うおそれがある方へ給付金を支給する。	6,000万円
合 計		36億3,640万円

<介護職就職支援金貸付事業費補助> (⑫)



問合せ先

【①～③高齢者、⑥、⑦介護施設等】

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

課長 山本 電話 045-210-4830

【①～③障がい者、⑦障害者支援施設等、⑩、⑪】

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 高橋 電話 045-210-4702

【④、⑤、⑨保育所等】

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

課長 川上 電話 045-210-4660

【⑧、⑨介護支援専門員等、⑫】

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

課長 長島 電話 045-210-4740

【⑬】

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

課長 大澤 電話 045-210-4900

I 障がい児・者が地域で安心して暮らせるしくみづくり

1 目的

利用者目線に立った新しい障がい福祉の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生に向けた取組みを行うとともに、障がい児・者の障がい特性等に応じて、意思決定支援をはじめ、その生活を支えるサービスの充実を進める。

また、障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解促進に取り組む。

2 予算額 725億5,030万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1)	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及と津久井やまゆり園再生に向けた取組み	41億8,454万円
	ア ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組み	
	① ともに生きる社会推進事業費 憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体、教育と連携を図り、県内各地域や学校での普及啓発を行う。また、ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、SNSを活用した広報等を行う。	4,000万円
	○ その他 手話言語普及推進事業費など9事業	1億3,046万円
	イ 津久井やまゆり園再生に向けた取組み	
一部 新	② 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園新築工事関係費 安心・安全に生活できる場所の確保のため、津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良）及び芹が谷やまゆり園（横浜市港南区芹が谷）について、建替工事等を行うとともに、新たに施設の運営に必要な備品等の整備等を行う。	34億4,761万円
一部 新	③ 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理 利用者の支援のため、新たに支援員を増員し（+40名）、2施設で小規模ユニットケアを行うことにより個別支援を充実させるとともに、施設の円滑な運営を行う。	5億3,439万円
	④ 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援 利用者目線に立った新しい障がい福祉の実現のため、意思決定支援専門アドバイザーの派遣等支援体制を整備し、利用者の意思決定支援を進める。	1,835万円
一部 新	⑤ 津久井やまゆり園利用者の地域移行支援 意思決定支援に基づく利用者の地域生活移行を支援するための職員の配置や、利用者を受け入れるグループホーム等の施設整備や運営面でのバックアップ、基準を超える手厚い職員配置に対して補助するとともに、新たに利用者の社会体験を支援する事業者に対して補助する。	1,372万円
(2)	障がい児・者の生活を支えるサービスの充実	680億5,844万円
	ア 障害福祉サービス等の提供に係る体制の整備	
一部 新	⑥ 意思決定支援の普及・定着 意思決定支援の普及・定着のため、研修の開催等に加え、新たに評価基準の設計や担い手の養成、チーム支援の実践・検証等を行う。	1,941万円
	⑦ 地域生活移行に向けた支援 障がい者の地域生活移行を支援するため、手厚い職員配置に対して補助するとともに、重度障がい者の移動や日中活動の支援を行う介護サービス事業者等に対して補助する。	2,105万円
	⑧ 医療的ケア児に対する支援 医療的ケア児を支援するため、支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修を行うとともに、看護師等の医療的ケア児サポーターの雇用支援を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。	1,001万円
	⑨ リハビリテーションロボット普及推進事業費 神奈川リハビリテーション病院（厚木市七沢）において、筋電義手などのリハビリテーションロボットの相談や実証実験を行うとともに、幅広い世代への普及を推進するため「未来筋電義手センター（仮称）」を設置し、リハビリ訓練等の体制を強化する。	3,373万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
	⑩ 民間障害福祉施設整備費補助 障がい者の地域生活の維持、継続を図るとともに、地域生活移行を促進するため、重度障がい者にも対応する日中活動の場及び住まいの場を新たに整備する事業者に対して補助する。	1億8,218万円
	⑪ 障害者自立支援等給付費 障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービス等に要する費用を負担する。	537億5,348万円
	○ その他 障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費など13事業	5億9,208万円
イ 障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上		
	⑫ 障害者地域生活支援事業費 相談支援専門員を養成確保するため、相談支援従事者初任者研修及び現任研修、主任相談支援専門員養成研修を実施する。	3,192万円
	⑬ 障害者虐待防止・権利擁護推進事業費 障がい者虐待の未然防止や迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止の拠点となる障害者権利擁護センターにおいて相談を受けるとともに、虐待防止の研修を行う。	621万円
	⑭ 喀痰吸引等研修事業費 たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成するため、喀痰吸引等研修や、研修の指導に当たる看護職員に対する伝達講習を行う。	849万円
	⑮ 精神障害者ホームヘルパー研修事業費 精神障がい者の居宅介護支援に従事する人材の確保及びサービスの質の向上を図るため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーの養成研修及び現任者研修を行う。	204万円
	⑯ 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費 障がい者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を行う。	155万円
	○ その他 相談支援従事者等養成・確保推進事業費	768万円
ウ 地域で生活する障がい児・者を支える社会環境の整備		
	⑰ 重度障害者医療給付事業費補助 重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。	49億6,772万円
	⑱ 障害者地域生活支援事業費補助 障がい者の自立した生活を支援するため、ストーマ装具等を支給する日常生活用具給付等事業や外出時に付き添い等の支援を行う移動支援事業等の地域生活支援事業を実施する市町村に対して補助する。	19億6,266万円
	⑲ 障害者地域生活支援関連事業費補助 地域の実情に応じた障がい者の地域生活支援を推進するため、グループホームの設置及び運営に対する補助や地域活動支援センターの事業に対する補助など、市町村（政令市を除く）が実施する障がい者の地域生活支援関連事業に対して補助する。	5億9,976万円
	⑳ 在宅重度障害者等手当支給費 障がい者福祉の増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。	5億8,705万円
	㉑ 心身障害者扶養共済制度実施費 障がい者の将来に対する経済的な不安を軽減するため、保護者が死亡した場合などに、障がい者に年金を支給する。	4億9,733万円
	㉒ 医療型短期入所事業所開設促進事業費 重症心身障がい児・者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	669万円
	○ その他 障害児施設等措置費など14事業	21億2,473万円
エ 県立施設の維持運営費等		
一部 新	㉓ 県立障害福祉施設維持運営費等 県立障害福祉施設等の維持運営等に係る経費	26億4,258万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(3)	障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解の促進	9億5,924万円
ア 社会参加や就労に対する支援		
②④	障がい者等の文化芸術普及支援 コロナ禍において鑑賞・創作・発表の機会が失われている中、年齢や障がい等にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」を実施するとともに、障がい者の美術作品「ともいきアート」を展示・創作する場の創出等を行う。	8,995万円
②⑤	未来型障がい者就労支援等事業費 分身ロボットの活用による障がい者等の新たな社会参加・就労支援を実証するため、文化芸術公演の遠隔鑑賞等を行うとともに、県での就労機会を確保する。	1,169万円
②⑥	聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費 聴覚障がいのある乳幼児の手話言語獲得を支援するため、乳幼児及び保護者を対象に、絵本の読み聞かせや手話遊びなど、大人のろう者とふれあう手話交流会等を開催する。	633万円
②⑦	盲ろう者支援事業費 視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を推進するため、盲ろう者支援センターの運営を行う。	936万円
②⑧	神奈川県ライトセンター指定管理費 視覚障がい者の社会参加を促進するため、点字、録音図書等の貸出しやスポーツ振興事業等を行うとともに、視覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	3億 597万円
②⑨	神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオ等の貸出しや各種情報提供を行うとともに、聴覚障がい者に対するボランティア活動を振興する。	1億5,833万円
③⑩	障害者雇用対策費 障がい者の雇用促進と離職防止のため、中小企業を対象とした相談支援等を実施する。また、中小企業や障がい者就労支援機関を対象とした研修等を新たにオンライン形式を取り入れて実施する。	2,188万円
○	その他 障害者就業・生活支援センター事業費など15事業	3億5,028万円
イ 障がい及び障がい児・者に対する理解の促進		
③①	障害者理解促進事業費 障がい者への差別を解消するため、障がいを理由とする差別の相談を受け付ける相談窓口を設置するほか、障がいに対する理解促進に向け、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	542万円
合 計		725億5,244万円

備考 (2)の計680億5,844万円のうち、(1)との重複(5億3,439万円)を除いた額は675億2,405万円
(3)の計9億5,924万円のうち、(1)との重複(1億1,754万円)を除いた額は8億4,170万円

問合せ先			
【①、②④美術作品、②⑤】	福祉子どもみらい局 共生担当部長兼共生社会推進課長	水谷	電話 045-285-0736
【②、③、⑦、⑩、⑭、⑯、⑳、㉑】	福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課	課長 高橋	電話 045-210-4702
【④～⑥】	福祉子どもみらい局 意思決定支援担当課長	白井	電話 045-285-0549
【⑧、⑪～⑬、⑮、⑰～⑳、㉑～㉒、㉓】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 佐藤	電話 045-210-4700
【⑧医療的ケア児サポーター】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長 川上	電話 045-210-4660
【⑨】	健康医療局県立病院課	課長 鈴木	電話 045-210-5040
【②④舞台】	国際文化観光局 マグカル担当課長	赤池	電話 045-285-0760
【②⑥】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長 長島	電話 045-210-4740
【③⑩】	産業労働局労働部 障害者雇用促進担当課長	和泉	電話 045-210-5860

Ⅱ 高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり

1 目的

団塊の世代が後期高齢者になる2025年を見据え、高齢者が自ら参加して、地域で包括的、継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護施設等の整備や介護従事者の確保のための事業を実施するとともに、認知症の未病改善を含めた総合的な認知症施策を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制を整備する。

2 予算額 1, 109億9, 223万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進及び認知症とともに生きる社会づくり	1億1,984万円
	① 地域包括ケア推進事業費 地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村の地域ケア会議への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。	648万円
	② 生活支援コーディネーター養成研修事業費 地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、市町村に助言等を行うアドバイザーを派遣する。	736万円
	③ 認知症疾患医療センター運営事業費 地域における認知症疾患の保健医療水準の向上や医療・介護連携の充実を図るため、認知症疾患医療センターにおいて、専門的医療を提供するとともに、日常生活を継続するための支援を行う。	2,598万円
一部 新	④ 若年性認知症対策総合推進事業費 若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わるコーディネーターの配置箇所を増やし、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援及び活躍できる居場所づくり支援等を充実する。	1,776万円
一部 新	⑤ 認知症対策普及・相談・支援事業費 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症コールセンターにおいて介護の悩みなど認知症全般に関する相談を行うほか、認知症本人大使による認知症理解のための「本人発信」を支援する。	966万円
	⑥ オレンジパートナー活動支援事業費 オレンジパートナーをはじめとする認知症サポーターの活動の支援や、市町村におけるステップアップ研修の実施及び研修修了者の活用に対する支援を行うとともに、市町村におけるチームオレンジの構成員などに対する会議や研修を行う。	452万円
	⑦ 認知症医療支援事業費 認知症の早期診断・早期対応の体制を強化するため、かかりつけ医等を対象として、認知症対応力の向上を図るための研修を行うとともに、かかりつけ医への助言や支援を行う認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修を行う。	547万円
	⑧ 認知症医療支援事業費補助 認知症の早期診断・早期対応の体制を強化するため、指定都市が実施する認知症サポート医養成や病院勤務の医療機関従事者向けなどの研修事業に対して補助する。	1,002万円
	⑨ 認知症地域支援等研修事業費 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、市町村が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員の養成やフォローアップ、認知症地域支援推進員の研修を行う。	531万円
	⑩ 認知症介護等研修事業費【一部】 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護の専門職員を養成する研修を行う。	2,400万円
	○ その他 認知症対策総合支援事業費	323万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(2)	健康・生きがいづくり	1億7,017万円
一部 新	⑪ 介護・認知症未病改善プログラム事業費 認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、地域の実践者が交流する機会を設けるほか、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。	1,534万円
	⑫ 老人クラブ活動等推進事業費 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、各種活動を総合的に実施する組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。	4,362万円
	⑬ 介護予防評価事業費 市町村が「介護予防事業」を効果的に実施するため、事業効果の調査分析、評価を行うとともに、研修や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における「通いの場」への伴走支援事業を行う。	382万円
	⑭ ねんりんピックかながわ2022の開催準備及び高齢者スポーツの推進 令和4年度に開催する第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（愛称：ねんりんピックかながわ2022）に向けた準備を着実に進めるとともに、高齢者スポーツの普及・振興、健康づくりを推進する。	1億 89万円
	○ その他 高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費	648万円
(3)	介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり	1,106億8,919万円
ア	介護施設等の整備	
一部 新	⑮ 特別養護老人ホーム整備費補助 在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。	5億 160万円
	⑯ 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に加え、新たに介護職員の宿舍の整備等に対して補助する。	10億 365万円
	⑰ 高齢者施設改修費補助 入所者の自立した生活の支援を図るため、既存施設のユニット化やプライバシー保護のための改修、介護医療院等への転換整備費用等に対して補助する。	8億8,727万円
	⑱ 施設開設準備支援事業費補助 介護施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、施設の開設準備費用等に対して補助する。	23億8,076万円
	⑲ 定期借地権利用整備促進事業費補助 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定した用地確保に要する費用に対して補助する。	2億2,445万円
イ	介護従事者の確保等	
新	⑳ 介護人材確保促進事業費 介護人材のすそ野の拡大と介護サービスの質の向上を図るため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証する制度を運営する。また、介護の仕事の魅力を発信する各種事業を行う。	2,270万円
	㉑ 介護未経験者参入促進事業費 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。また、退職を控えたアクティブシニア層を対象に、介護分野での就労に関する出張説明会等を行う。	9,929万円
	㉒ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。	3,062万円
	㉓ 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助 介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援するため、施設等が行うコミュニケーションを促進する取組み等に対して補助する。	1,000万円
	㉔ 喀痰吸引等研修支援事業費 たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を養成する際の課題に対応するため、実地研修先の確保や喀痰吸引等研修の受講を支援する。	710万円
	○ その他 かながわ感動介護大賞表彰事業費など17事業	5億3,418万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
ウ	介護保険サービス等の適切な提供	
	②⑤ 介護給付費負担金 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付及び予防給付に要する経費の一部を負担する。	969億円
	②⑥ 地域支援事業費交付金 高齢者が社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるようにするため、地域支援事業に要する経費の一部を市町村に対して交付する。	55億6,214万円
	②⑦ 低所得者保険料軽減県負担金 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う低所得者の介護保険料の軽減措置について、減額した額の一部を負担する。	21億 217万円
	②⑧ 介護ロボット普及推進事業費 介護施設職員等に対し、介護ロボットの活用現場を体験する機会を設けるとともに、介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助する。また、介護施設等を対象として介護ロボットやICTの導入に向けたオンラインセミナーを開催する。	3億4,955万円
	○ その他 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費など2事業	7,367万円
	(4) 市町村が行う取組みの支援	1,302万円
一部	②⑨ 高齢者保健福祉計画等推進事業費 市町村の保険者機能の強化を支援するため、国から提供されたデータを活用した地域分析や、市町村職員を対象とした研修の実施、自立支援・重度化防止に向けた市町村の個別支援を行う。	294万円
⑨	○ その他 介護給付適正・適切化推進特別事業費国保連補助など2事業	1,007万円
	○ 再掲 地域包括ケア推進事業費など4事業	(3,301万円)
	合 計	1,109億9,223万円

問合せ先			
【①～⑬、⑮～⑲、⑳～㉑】	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	課長 山本	電話 045-210-4830
【⑭ねんりんピックかながわ2022】	スポーツ局ねんりんピック課	課長 渡邊	電話 045-285-0339
【⑭高齢者スポーツの推進】	スポーツ局スポーツ課	課長 加藤木	電話 045-285-0791
【㉒～㉓】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長 長島	電話 045-210-4740

Ⅲ 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

1 目的

地域包括ケアシステムの構築に向けて、実践能力の高い看護師の養成や再就業の促進など看護人材の確保とともに、福祉・介護人材の養成・確保のため、介護分野での就労未経験者の参入促進や介護支援専門員の資質向上等に取り組む。

2 予算額 54億2,724万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1) 看護師等の確保対策		47億 61万円
ア 養成数等の拡充		
① 保健福祉大学の運営等 保健、医療及び福祉分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会で活躍できる人材を育成するため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に運営費を交付する。	36億 220万円	
② 看護師等修学資金貸付事業費 看護職員等の確保及び県内定着を図るため、看護職員等養成施設に在学する者に対し、修学資金の貸付けを行う。	1億7,599万円	
③ 看護師等養成所運営費補助 看護職員の養成、確保を推進するため、看護師等養成所の運営に対して補助する。	5億 217万円	
○ その他 看護実習受入拡充事業費補助など4事業	3,292万円	
イ 離職防止		
④ 院内保育所支援事業 医師、看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費等に対して補助する。	2億 904万円	
⑤ 新人看護職員研修事業費補助 新人看護職員の早期離職を防止するため、各病院等が行う新人看護職員研修に対して補助する。	9,476万円	
⑥ 看護師等資質向上推進事業 看護職員のスキルアップのため、資質向上推進委員会を開催するとともに、看護職員等の資質向上研修等を行う。	541万円	
ウ 再就業の促進		
⑦ ナースセンターの運営等 看護職員の確保と離職看護職員の把握・復職支援のため、ナースセンターにおける無料職業紹介や離職看護職員の登録及び登録者への定期的な情報提供を行うとともに、ナースセンターの利便性を向上する取組み等を強化することにより、求職者及び求人施設がナースセンターを利用するメリットを充実する。	4,825万円	
エ 卒後教育の充実		
⑧ 訪問看護推進支援事業 在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、在宅医療への支援のあり方を検討するとともに、訪問看護師の養成・確保・定着を図り、訪問看護の提供体制を整備する。	2,915万円	
⑨ 精神科看護職員研修事業費補助 良質な看護サービスを提供するため、精神科看護に従事する看護職員を対象とした認知行動療法等の研修費用に対して補助する。	70万円	
(2) 外国人看護師候補者の支援		739万円
⑩ EPA外国人看護師候補者の支援 経済連携協定(EPA)に基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから入国した外国人看護師候補者を支援するため、国家試験対策講座を実施するとともに、施設が行う学習支援に対して補助する。	739万円	
(3) その他医療従事者の確保		147万円
⑪ 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助 歯科衛生士、歯科技工士の人材確保及び在宅歯科医療に対応できる人材育成のための研修費用に対して補助する。	147万円	

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(4)	福祉・介護人材の確保対策	7億1,775万円
ア 福祉・介護人材の確保・定着対策の充実		
	⑫ かながわ福祉人材センター事業費 福祉・介護人材の確保・定着を図るため、かながわ福祉人材センターにおいて、福祉人材の就労相談・あっせん、求職者への研修及び調査研究事業等を行う。	2,772万円
	⑬ かながわ福祉人材センター機能強化事業費 地域密着型の就職支援を展開するとともに、福祉の仕事の魅力普及啓発事業等を行う。また、かながわ福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援や労働環境の整備等に向けた助言等を行う。	6,722万円
	⑭ 介護人材確保促進事業費 介護人材のすそ野の拡大と介護サービスの質の向上を図るため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証する制度を運営する。また、介護の仕事の魅力を発信する各種事業を行う。	2,270万円
	⑮ 外国人介護福祉士候補者支援事業費 経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから入国した外国人介護福祉士候補者を支援するため、国家試験対策講座を実施するとともに、施設が行う学習支援に対して補助する。	1億1,237万円
	⑯ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。	3,062万円
新	⑰ 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助 介護施設等における外国人介護人材の受入れを支援するため、施設等が行うコミュニケーションを促進する取組み等に対して補助する。	1,000万円
	⑱ 介護未経験者参入促進事業費 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。また、退職を控えたアクティブシニア層を対象に、介護分野での就労に関する出張説明会等を行う。	9,929万円
	⑲ 介護人材参入促進事業費補助 福祉・介護人材の参入を促進するため、政令市が行う介護分野での就労未経験者を対象にした初任者研修等の実施から介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する事業費の一部を補助する。また、市町村が行う介護の仕事の普及啓発事業費の一部を補助する。	3,504万円
	○ その他 介護事業経営マネジメント支援事業費など9事業	1億6,209万円
イ 福祉・介護現任者教育の充実と専門性の向上		
	⑳ 介護職員研修受講促進支援事業費補助 介護職員の資質向上を図るため、介護サービス事業者が、初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修等を受講する職員の研修受講料を負担した場合、その費用の一部を補助する。また、研修受講中の代替職員に係る費用の一部を補助する。	1,808万円
	㉑ 介護職等資質向上研修事業費 地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、多職種連携に関する研修を行う。また、介護事業所に就労した介護職員を対象に、交流会等を行う。	1,874万円
	○ その他 介護支援専門員研修事業費など5事業	1億1,382万円
合 計		54億2,724万円

問合せ先					
【①～⑧、⑩、⑪】	健康医療局保健医療部	保健医療人材担当課長	西海	電話	045-210-4742
【⑨】	健康医療局保健医療部	精神保健医療担当課長	小泉	電話	045-285-0227
【⑫～⑳】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長	長島	電話	045-210-4740

IV ともに生き支えあう地域社会づくり

1 目的

共生社会の実現に向け、障がい者の文化芸術の普及支援等バリアフリーの街づくりと心のバリアフリーを推進する。

また、生活困窮者が地域において自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じ、相談から就労等までの寄り添った支援を行う。

2 予算額 88億2,225万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1)	バリアフリーの街づくりと心のバリアフリーの推進	9,771万円
①	障がい者文化芸術普及支援事業費 コロナ禍において鑑賞・創作・発表の機会が失われている中、障がいの程度や状態にかかわらず、誰でも文化芸術を鑑賞・創作・発表できる機会を提供するため、障がい者の美術作品「ともいきアート」を展示・創作する場の創出等を行う。	1,995万円
②	未来型障がい者就労支援等事業費 分身ロボットの活用による障がい者等の新たな社会参加・就労支援を実証するため、文化芸術公演の遠隔鑑賞等を行うとともに、県での就労機会を確保する。	1,169万円
③	みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 バリアフリーの街づくりの取組みを推進するため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民意見を収集するとともに、普及啓発事業を行う。また、カラーバリアフリーの普及促進を図るため、事業者や施設管理者等を対象とした研修会を開催するほか、アドバイザーの派遣等を行う。	229万円
④	障害者理解促進事業費 障がい者への差別を解消するため、障がいを理由とする差別の相談を受け付ける相談窓口を設置するほか、障がいに対する理解促進に向け、内部障がい等の方を対象としたヘルプマークの普及啓発や企業等における心のバリアフリー推進員の養成等を行う。	542万円
○	その他 ともに生きる社会推進事業費など4事業	5,835万円
(2)	生活を支える福祉の充実	82億2,548万円
⑤	生活困窮者自立促進支援事業費 自立相談支援機関の相談支援員が生活困窮者から相談を受け、就労等による自立に向けた支援を行う。また、社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり事業を行う。	7,165万円
⑥	ワンストップ支援推進事業費 生活困窮者が地域において自立した生活を送れるよう、相談窓口の周知、出張相談会、相談支援員の研修等を行い、一人ひとりの状況に応じ、相談から就労等までの寄り添った支援を行う。	808万円
⑦	住居確保給付金支給費 休業等により住居を失うおそれがある方へ給付金を支給する。	6,000万円
⑧	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、保健福祉事務所に子ども支援員を配置し、家庭訪問や個別相談等を行うとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する。	3,421万円
⑨	被保護者就労支援事業費 就労による経済的自立を支援するため、保健福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者に対する就労意欲の喚起のための面接指導、公共職業安定所への同行訪問、就労後の職場定着に向けた相談等を行う。	2,236万円
⑩	自立支援プログラム策定実施事業費 生活保護受給者の経済的、社会的、日常生活の面での自立を支援するため、保健福祉事務所において社会貢献活動や、中間的就労の機会を提供するなど、一人ひとりの生活保護受給者にとって必要な支援を行う。	3,727万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
	⑪ 生活保護適正実施事業費 生活保護制度の適正な運営を図るため、生活保護の認定事務に係る各種調査の充実及び医療扶助の診療報酬明細書の点検等を行う。	6,941万円
	⑫ 生活保護扶助費 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。	78億2,862万円
	○ その他 遺族等対策費など6事業	9,384万円
(3)	福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり	3億2,375万円
	⑬ 福祉サービス第三者評価推進事業費補助 福祉サービスの質の向上及び利用者のサービス選択を支援するため、福祉サービス事業者を対象とする第三者評価機関の認証、評価調査者の研修や、評価結果の公表等を行う「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の運営等に対して補助する。	1,102万円
	⑭ 福祉サービス利用援助事業費補助 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、福祉サービス利用に関する援助や、日常的な金銭管理の支援等を行う日常生活自立支援事業に対して補助する。	1億2,217万円
	⑮ 福祉サービス苦情解決事業費補助 福祉サービス利用者の権利擁護を推進するため、福祉サービスへの苦情に対する相談・助言・あっせん等を行う苦情解決事業に対して補助する。	2,558万円
	⑯ 権利擁護推進事業費（医療介護基金） 成年後見制度の第三者後見の担い手を育成するため、法人後見担当者の人材育成等を行う。また、市町村が行う市民後見人の人材育成、活動支援に対して補助する。	9,705万円
	⑰ かながわ成年後見推進センター事業費 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。	2,135万円
	○ その他 地域生活定着支援事業費など2事業	4,656万円
(4)	手話を利用しやすい環境の整備	1億7,529万円
	⑱ 聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費 聴覚障がいのある乳幼児が手話言語を獲得することを支援するため、乳幼児及び保護者を対象として、絵本の読み聞かせや手話遊びなど、大人のろう者とふれあう手話交流会等を開催する。	633万円
	⑲ 手話言語普及推進事業費 ろう者とりょう者以外の者の相互理解を深めるため、手話講習会や手話普及推進イベント、県民意見反映手続に係る手話動画の作成及び県出先機関での遠隔手話通訳サービス等を行う。	1,063万円
	○ その他 神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費	1億5,833万円
合 計		88億2,225万円

問合せ先				
【①、②】	福祉子どもみらい局			
		共生担当部長兼共生社会推進課長	水谷	電話 045-285-0736
【③、⑬～⑲】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長	長島	電話 045-210-4740
【④】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	佐藤	電話 045-210-4700
【⑤～⑫】	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	課長	大澤	電話 045-210-4900

V 地域医療介護総合確保基金事業

1 目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療・介護サービスの提供体制を強化するため、消費税増収分等を財源として設置した基金を活用し、県が作成する計画に基づき事業を実施する。

2 予算額 143億9,434万円（うち基金活用額 114億7,566万円）

3 主な事業内容

【医療分】

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1)	病床の機能分化・連携に関する事業	16億9,730万円
	① 回復期病床等転換施設整備費補助 高齢化の進展に伴い、不足が見込まれる回復期や慢性期の病床を確保するため、医療機関の病床転換等に向けた施設整備に対して補助する。	13億6,212万円
	② 緩和ケア病棟整備事業費補助 緩和ケアの充実を図るため、緩和ケア病棟の整備を行う医療機関に対して補助する。	3億1,167万円
	○ その他 心臓リハビリテーション推進事業費補助など5事業	2,350万円
(2)	在宅医療の推進に関する事業	2億4,010万円
	③ 在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助 在宅医療従事者の育成のため、(大)保健福祉大学実践教育センター(横浜市旭区中尾)内に設置された在宅医療トレーニングセンターにおいて行われる、在宅医療・介護のスキル向上に向けた研修経費に対して補助する。	2,849万円
	④ 在宅歯科医療連携拠点運営事業費 在宅歯科医療提供体制の充実を図るため、医科や介護との連携の促進や県民からの在宅歯科に関する相談等を行う在宅歯科医療連携室の運営を行う。	1億3,538万円
	⑤ 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助 在宅要介護者等の患者の治療機会を提供するため、「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備の整備に対して補助する。	1,991万円
	○ その他 訪問看護推進支援事業費など8事業	5,630万円
(3)	医療従事者の確保に関する事業	40億7,342万円 (14億4,019万円)
	⑥ 看護師等養成所運営費補助 看護職員の養成、確保を推進するため、看護師等養成所の運営費に対して補助する。	5億 217万円
	⑦ 医師等医療従事者修学資金貸付金事業 本県で勤務する医師等医療従事者を確保するため、産科等の特定科目の医師や看護師、理学療法士等を目指す学生に対し、修学資金を貸し付ける。	3億 733万円 (1億8,544万円)
	⑧ 院内保育所支援事業 医師、看護職員の離職防止と再就業促進のため、病院等が行う院内保育事業の運営費等に対して補助する。	2億 904万円 (2億 10万円)
	○ その他 小児救急病院群輪番制運営費補助など20事業	30億5,487万円 (5億5,247万円)
(4)	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	3億9,900万円
	⑨ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 令和6年度から医師の時間外労働規制が適用されることから、医療機関の働き方改革を推進するため、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に対して補助する。	3億9,900万円
	合 計	64億 983万円 (37億7,660万円)

【介護分】

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(5)	介護施設等の整備に関する事業	44億9,613万円
一部 新	⑩ 地域密着型サービス施設等整備費補助 市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に加え、新たに介護職員の宿舍の整備等に対して補助する。	10億 365万円
	⑪ 高齢者施設改修費補助 入所者の自立した生活の支援を図るため、既存施設のユニット化やプライバシー保護のための改修、介護医療院等への転換整備費用等に対して補助する。	8億8,727万円
	⑫ 施設開設準備支援事業費補助 介護施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、施設の開設準備費用等に対して補助する。	23億8,076万円
	⑬ 定期借地権利用整備促進事業費補助 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定した用地確保に要する費用に対して補助する。	2億2,445万円
(6)	介護従事者の確保等に関する事業	11億3,559万円 (8億9,953万円)
	⑭ 介護人材確保促進事業費 介護人材のすそ野の拡大と介護サービスの質の向上を図るため、サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証する制度を運営する。また、介護の仕事の魅力を発信する各種事業を行う。	2,270万円
	⑮ 介護未経験者参入促進事業費 福祉・介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に初任者研修等を行うとともに、介護サービス事業所等への就労までを一貫して支援する。また、退職を控えたアクティブシニア層を対象に、介護分野での就労に関する出張説明会等を行う。	9,929万円
	⑯ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費 外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。	3,062万円
新	⑰ 外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助 介護施設等における外国人介護人材の受入を支援するため、施設等が行うコミュニケーションを促進する取組み等に対して補助する。	1,000万円
	⑱ 地域包括ケア推進事業費 地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村の地域ケア会議への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。	648万円
	⑲ 介護ロボット普及推進事業費 介護施設職員等に対し、介護ロボットの活用現場を体験する機会を設けるとともに、介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助する。また、介護施設等を対象として介護ロボットやICTの導入に向けたオンラインセミナーを開催する。	3億4,955万円 (3億4,664万円)
	○ その他 生活支援コーディネーター養成研修事業費など29事業	6億1,692万円 (3億8,378万円)
(参考)	新型コロナウイルス感染症対策関係事業	23億5,277万円 (23億 338万円)
合 計		79億8,450万円 (76億9,905万円)

※ 予算額と基金活用額に差があるときは基金活用額をカッコ書きで記載

問合せ先			
【①、③～⑤】	健康医療局保健医療部医療課	課長 一柳	電話 045-210-4860
【②】	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課	課長 濱	電話 045-210-4772
【⑥～⑨】	健康医療局保健医療部 保健医療人材担当	課長 西海	電話 045-210-4742
【⑩～⑬、⑱、⑲】	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	課長 山本	電話 045-210-4830
【⑭～⑰】	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長 長島	電話 045-210-4740

VI 子ども・子育てへの支援

1 目的

県内どこでも「待機児童ゼロ」の達成に向けて、国家戦略特区を活用した県独自地域限定保育士試験の実施など、保育士をはじめとする子育て支援人材の確保・育成や、待機児童対策を一層推進するための方策に取り組む。

また、幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等に向けた質の高い教育・保育サービスの提供を進めるとともに、多様なサービスの充実のため、市町村などの取組みを支援する。

2 予算額 696億7,828万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要 [] は、[2年度→3年度] への数値を示す。	3年度当初予算額
(1)	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保・育成	4億8,414万円
	① 地域限定保育士試験実施事業費 年3回目の保育士試験として国家戦略特区を活用し、県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士を確保する。	6,476万円
	② 保育体制強化事業費補助 地域の子育て経験者など多様な人材を保育に係る周辺業務に活用することで、保育士の負担を軽減し、保育士の就業継続・離職防止を図る市町村に対して補助する。	1億3,715万円
新	③ 保育士資格取得等ICT化推進事業費補助 現在、郵送で行っている保育士試験の受験申請や、保育士登録の申請手続きをオンライン化することにより、保育士資格の取得を目指す者の負担軽減を図る。	449万円
	④ 保育エキスパート等養成事業費 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を行う。	1億 372万円
	⑤ 放課後児童支援員認定資格研修事業費 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員に対し、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	2,145万円
	○ その他 放課後児童支援員等資質向上研修事業費など18事業	1億5,255万円
(2)	待機児童対策の一層の推進	23億6,731万円
ア	待機児童解消に向けた受け皿の確保等	
	⑥ 医療的ケア児に対する支援 保育のため、看護師等の医療的ケア児サポーターの雇用を支援する市町村(政令市・中核市を除く)に対して補助する。また、医療的ケア児を支援するため、支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修を行う。	1,001万円
	⑦ 低年齢児受入対策緊急支援事業費補助 低年齢児(0～1歳)の受入れのため、年度途中で定員超過して受け入れるための保育士の年度当初からの雇用を支援する市町村(政令市・中核市を除く)に対して補助する。	8,568万円
	○ その他 要保護児童保育所受入促進事業費補助など4事業	6,964万円
イ	保育所等の整備に対する支援	
	⑧ 保育所等緊急整備事業費補助等 待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園、小規模保育所の整備等を支援する市町村に対して補助する。 〔保育所83箇所整備、定員約153,500人→約157,000人(約3,500人増)〕 〔認定こども園11箇所整備、定員約13,300人→約13,600人(約300人増)〕 〔小規模保育所等35箇所整備、定員約7,700人→約8,300人(約600人増)〕	8億3,655万円
	○ その他 都市部保育所等賃借料支援事業費補助など5事業	13億4,034万円
ウ	保育の質の向上	
	⑨ 認可外保育施設巡回指導事業費 認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を行う。	1,133万円
	○ その他 保育事業指導事務費など2事業	1,373万円

区分	主な事業名及び事業概要 [] は、[2年度→3年度] への数値を示す。	3年度当初予算額
(3)	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実	660億8,069万円
ア 質の高い教育・保育サービスの提供への支援		
⑩	私設保育施設等利用給付費負担金 少子化対策のため、私設保育施設(認可外保育施設)や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。	9億9,122万円
⑪	施設型給付費負担金(保育所・幼稚園・認定こども園) 市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。	465億2,271万円
⑫	地域型保育給付費負担金(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育) 市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。	40億 782万円
⑬	私立幼稚園利用給付費負担金 少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(私学助成園)の利用料を負担する。	54億 225万円
○	その他 幼児教育無償化自治体事務費補助など5事業	4億4,164万円
イ 地域子ども・子育て支援事業の充実		
⑭	地域子育て支援拠点事業費補助 乳幼児とその保護者同士が交流する場の提供や、育児の相談等を行う子育て支援拠点の運営を行う市町村に対して補助する。[300箇所→306箇所]	7億2,155万円
⑮	病児・病後児保育事業費補助 病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等の付設スペースで預かる事業を実施する市町村に対して補助する。[19市町→19市町]	2億6,719万円
⑯	民間事業者参入促進等事業費補助 多様な教育・保育の提供を進めるため、地域における小学校就学前の子どもを対象にした施設等の利用支援などに取り組む市町村に対して補助する。	7,707万円
○	その他 乳児家庭全戸訪問事業費補助など10事業	28億1,156万円
ウ 放課後児童クラブへの支援の充実		
⑰	放課後児童健全育成事業費補助 保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。	46億2,142万円
○	その他 放課後児童健全育成事業費補助(投資)	2億1,622万円
(4)	多様なサービスの充実	7億4,612万円
ア 多様な保育サービスの充実		
⑱	私立幼稚園等預かり保育推進費補助 保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。	3億5,154万円
○	その他 私立幼稚園等地域開放推進費補助など6事業	3億7,605万円
イ 結婚・妊娠・出産・育児支援の充実		
⑲	地域少子化対策重点推進交付金事業費等 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組むとともに、結婚新生活の経済的支援などに取り組む市町村に対して補助する。	1,730万円
⑳	恋カナ!プラットフォーム運営費 結婚を希望する者がその希望を実現できるよう、企業・団体や市町村等との連携を促進するとともに、「恋カナ!サイト」でのイベント情報の発信など、結婚に向けた機運を醸成する。	122万円
合 計		696億7,828万円

問合せ先			
【①～⑫、⑭～⑰、⑲】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長	川上 電話 045-210-4660
【⑥養成研修】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長	佐藤 電話 045-210-4700
【⑬、⑱】	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課	課長	山中 電話 045-210-3760
【⑳】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	小出 電話 045-210-3830

Ⅶ 支援を必要とする子ども・家庭への取組み

1 目的

子どもの現状及び将来が生まれ育った環境に左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、県と市町村が一体となって総合的な取組みを行い、子どもの貧困対策を推進する。
また、児童虐待など社会的養護を必要とする子どもへの対応や、SNSを活用した相談を実施するとともに、ひきこもり等の自立支援に取り組む。

2 予算額 1, 325億 11万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(1)	子どもの貧困対策	1,256億5,448万円
ア	教育の支援	
①	スクールソーシャルワーカー配置活用事業費 学校等へ配置するスクールソーシャルワーカーの人員を拡充する。	1億1,168万円
②	高等学校等就学支援金支給費 授業料に充てるための高等学校等就学支援金を一定の収入額未満の世帯に支給する。	217億 929万円
③	小中学校等就学支援事業補助金 私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のある年収約400万円未満の世帯に対して授業料の支援を行う。	2,580万円
④	私立高等学校等生徒学費補助 私立高校等に通う家庭の経済的負担軽減のため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を着実に実施する。	36億7,068万円
⑤	母子父子寡婦福祉資金貸付金 母子家庭等の配偶者のない者で現に児童を扶養している者や寡婦に対して修学資金等の各種資金の貸付けを行う。	3億9,641万円
○	その他 スクールカウンセラー配置活用事業費、施設型給付費負担金など	628億1,016万円
イ	生活の安定に資するための支援	
⑥	高校生世代自立支援事業 進路未決定のまま高校を中途退学した若者等の進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」を運営する。	770万円
⑦	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、保健福祉事務所に子ども支援員を配置し、家庭訪問や個別相談等を行うとともに、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する。	3,421万円
○	その他 放課後児童健全育成事業費補助など	97億1,894万円
ウ	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
⑧	母子家庭等就業支援事業費 ひとり親家庭の自立を図るため、就業相談、就職支援講座、養育費相談等を実施する。	1,262万円
⑨	総合職業技術校等における職業訓練の推進 ひとり親家庭の保護者の就労を支援するため、総合職業技術校及び民間教育訓練機関の職業訓練に「ひとり親家庭優先枠」を設ける。	9億1,956万円
○	その他 高等職業訓練促進給付金等支給費など	5億2,553万円
エ	経済的支援	
⑩	児童手当負担金 児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。	194億9,845万円
⑪	児童扶養手当給付費 離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。	8億9,646万円
○	その他 ひとり親家庭等医療費助成事業費補助など	53億1,574万円
オ	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり	
⑫	子どもの貧困対策の推進に関する取組み 子どもの居場所などの活動を支援したい企業や団体と、支援を受けたい活動団体をつなぐ交流会や、子どもの支援に関する専門的な研修等をオンラインで行う。	117万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
(2)	児童虐待等社会的養護を必要とする子どもへの対応	65億1,845万円
	⑬ 施設等入所児童の措置に要する費用 児童虐待等により児童養護施設等に措置委託した児童の養育に対する費用を支払う。	40億4,686万円
	⑭ 県立児童福祉施設入所者処遇費 児童虐待等により、県立児童福祉施設に入所した児童を養育するための費用を支出する。 *児童が使用するスポーツ用具等の購入に、ふるさと納税等による寄附金を活用。	1億8,597万円
○	⑮ 大和綾瀬地域児童相談所の新設 児童虐待相談件数が増加する中、各児童相談所が迅速かつ的確に対応できる体制を確保し、機能強化を図るため、特に規模の大きい中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、大和綾瀬地域児童相談所を新設する。	3,377万円
	⑯ 児童虐待防止対策の強化 改正児童福祉法等の趣旨を踏まえ、児童相談所の法的対応力を高めるため、非常勤弁護士配置に加え、児童の権利擁護に精通した弁護士に常時相談できる体制を整備するとともに、虐待の未然防止の一層の推進を図るため、しつけの体罰禁止を、幼児から大人まで幅広く普及・啓発する。	5,529万円
	⑰ 子どもの権利擁護の推進 児童養護施設や児童相談所の一時保護所に入所している子どもたちが自ら意見表明できる機会を拡充するため、子どもの意見を汲み取り代弁する仕組み（アドボカシー）を構築する。	1,847万円
	⑱ 厚木児童相談所新築工事費 老朽化が進み手狭な厚木児童相談所を、来所する子どもや保護者に配慮した、安心して利用できる施設とするため、新たな施設の新築工事を実施する。	15億9,700万円
	⑲ 社会的養護が必要な子どもの自立支援 児童養護施設等を退所した児童等を支援する「あすなるサポートステーション」や、里親委託、養子縁組を促進する「里親センター」を運営する。	2,849万円
○	その他 民間児童福祉施設整備借入償還金補助など	5億5,256万円
(3)	SNSを活用した相談の実施	2億 507万円
	⑳ SNSを活用した相談事業費 SNSを活用した相談窓口について、児童虐待、子どもの貧困、DV、子ども・若者の悩み、いじめ相談、望まない妊娠、いのちの相談を実施する。	2億 507万円
(4)	ひきこもり等自立支援の推進	1億2,210万円
	㉑ ひきこもり等青少年相談事業等 ひきこもり・不登校など青少年の様々な悩みに対応するため、NPOと協働して相談事業や自立支援を行う。	3,500万円
○	その他 生活困窮者自立促進支援事業費など	8,709万円
合 計		1,325億 11万円

問合せ先				
【①公立小・中学校】	教育局支援部子ども教育支援課	課長	古島	電話 045-210-8212
【①県立高校、⑳いじめ相談】	教育局支援部学校支援課	課長	上田	電話 045-210-8210
【②県立高校】	教育局行政部財務課	課長	藤野	電話 045-210-8100
【②私立高校、③、④】	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課	課長	山中	電話 045-210-3760
【⑤、⑧、⑩、⑪、⑬～⑱、⑳児童虐待防止相談、子どもの貧困対策相談】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	課長	長谷川	電話 045-210-4650
【⑥、㉑子ども・若者相談、㉑】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長	小出	電話 045-210-3830
【⑦】	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	課長	大澤	電話 045-210-4900
【⑨】	産業労働局労働部産業人材課	課長	福園	電話 045-210-5700
【⑫】	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども企画担当	課長	後明	電話 045-210-4661
【㉒DV相談】	福祉子どもみらい局人権男女共同参画課	課長	山田	電話 045-210-3630
【㉓望まない妊娠相談】	健康医療局保健医療部健康増進課	課長	加藤	電話 045-210-4770
【㉔いのちの相談】	健康医療局保健医療部	精神保健医療担当課長	小泉	電話 045-285-0227

VIII 私立学校教育の振興・就学支援の推進

1 目的

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上を図る。

2 予算額 675億 549万円

3 主な事業内容

主な事業名及び事業概要		3年度当初予算額
①	私立学校経常費補助	427億3,881万円
一	一般補助 教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対して補助する。	417億3,219万円
	特別補助	10億 661万円
	私立高等学校等教育改革推進費補助 教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。	5億 427万円
	私立幼稚園等預かり保育推進費補助 保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。	3億5,154万円
	私立幼稚園等地域開放推進費補助 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。	1億5,080万円
②	私立幼稚園特別支援教育費補助 障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。	16億9,736万円
③	高等学校等就学支援事業費 家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。 補助対象 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程等 補助単価 授業料 ～590万円未満世帯 396,000円※ 年収約590～910万円未満世帯 118,800円 ※通信制は297,000円が限度額	104億3,178万円
④	私立高等学校等生徒学費補助金等 私立高校等に通う家庭の経済的負担軽減のため、年収約700万円未満の世帯までの授業料及び住民税非課税世帯までの入学金の実質無償化を着実に実施する。 補助対象 高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程 補助単価 入学金 ～非課税世帯 208,000円 年収約750万円未満世帯 100,000円 授業料 ～590万円未満世帯 48,000円 年収約590～700万円未満世帯 325,200円 年収約750万円未満世帯 74,400円	35億 302万円
⑤	外国人学校生徒等学費補助金 外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。	1億6,766万円
⑥	私立高校生等奨学給付金事業費 生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。 支給額 住民税非課税世帯 第1子 年額 129,600円 第2子以降 年額 150,000円 通信制 年額 50,100円 生活保護世帯 年額 52,600円	5億3,860万円
⑦	小中学校等就学支援事業補助金 私立小中学校等に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、私立小中学生等のいる年収約400万円未満の世帯に対して授業料の支援を行う。	2,580万円

主な事業名及び事業概要		3年度当初予算額
⑧ 私立学校生徒学費緊急支援補助金	保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立高等学校等に対して補助する。 補助対象 高等学校、中等教育学校、専修学校高等課程 小学校、中学校 補助単価 授業料 高等学校等 396,000円 小・中学校等 90,000円～168,000円	1,419万円
⑨ 公私立学校協調事業費	公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力アピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。	330万円
⑩ 私立学校施設耐震診断調査費補助	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対して補助する。 補助限度額 高等学校 458万円、中等教育学校 453万円 小・中学校 288万円、幼稚園 206万円 専修各種学校 247万円 補助率 2/3以内	412万円
⑪ 私立学校振興資金利子補給費	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。 補給率 1.0%(償還期間10年以内) 1.2%(償還期間10年超) 補給期間 10年間	1,149万円
⑫ 日本私立学校振興・共済事業団補助金	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、私学共済の長期給付の一部を補助する。 補助率 日本私立学校振興・共済事業団 8/1000	6億6,890万円
⑬ 私立学校教職員退職金制度補助金	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。 補助率 私学退職基金財団 19/1000 専修各種学校退職基金財団 19/1000 私立幼稚園退職基金財団 14/1000	9億5,361万円
⑭ 私立幼稚園利用給付費負担金	少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。	54億 225万円
⑮ 実費徴収補足給付事業費補助（私立幼稚園）	低所得世帯等の園児を対象に、副食材料費の経費として市町村が行う給付費の一部を負担する。	2,432万円
⑯ 私立専門学校修学支援負担金	少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。	7億5,000万円
⑰ 学校連携観戦チケット関連事業費	東京2020大会の会場観戦を通してスポーツのすばらしさ等を体験し、一生の財産として心に残る大会とするため、子どもたちに東京2020大会の観戦機会を提供する。	318万円
○ その他	私立幼稚園施設整備費等補助、私立学校審議会費、私立学校指導事務費ほか	5億6,705万円
合 計		675億 549万円

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山中 電話 045-210-3760

Ⅸ 人権施策及び男女共同参画の推進

1 目的

人権がすべての人に保障される地域社会づくりを進めるため、「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づき各種施策を展開するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を着実に推進する。

2 予算額 1億6,451万円

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
	(1) 人権政策の総合的な推進	3,854万円
	ア 人権教育と人権啓発の推進	
	① 人権啓発推進費補助 県民への人権意識の一層の浸透を図るため、各分野で活動する人権団体等が実施する人権啓発講演会などの啓発活動や人権擁護活動に対して補助する。	329万円
	② 人権啓発事業費 人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動を行う。	2,330万円
	イ 人権尊重の視点に立った行政の推進	
	③ 人権施策推進費 人権がすべての人に保障される地域社会づくりを目指して策定した「かながわ人権施策推進指針」に基づき、人権施策の総合的な企画、調整を行うほか、性的マイノリティの当事者支援事業やヘイトスピーチ対策事業等を実施する。	693万円
	④ 同和問題対策推進事業費補助 同和関係3団体で構成される神奈川県地域相談連絡協議会が実施する同和対策の普及啓発事業や、部落差別に起因する人権侵害相談等に対して補助する。	500万円
	(2) 男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援	1億2,597万円
	ア 男女共同参画社会づくりに向けた教育促進や意識啓発、女性を応援する機運の醸成	
	⑤ かながわ男女共同参画センター人材育成・情報発信事業費 男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会参画やキャリア形成支援に関する講座（男性の意識変革・行動変革促進を含む）、市町村等と連携した意識啓発事業や情報発信を実施する。	366万円
	⑥ ライフキャリア教育かながわモデル発信事業費 社会に出る前の中学生・高校生を対象として、男女共同参画意識を醸成し、自分らしいライフプランをデザインする力を育成するため、啓発冊子の配布等によりライフキャリア教育の普及啓発を実施する。	183万円
	⑦ 女性の活躍応援団支援事業費 女性の活躍を応援する社会的ムーブメントを拡大するため、「かながわ女性の活躍応援団」による女性活躍推進の取組紹介冊子の作成・配布や啓発講座への講師派遣などを実施する。	244万円
	イ 女性の活躍と参画の促進	
	⑧ 男女共同参画施策推進費 男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を着実に推進する。	145万円

区分	主な事業名及び事業概要	3年度当初予算額
	ウ 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重	
	⑨ かながわ男女共同参画センター相談事業費 県の「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV啓発事業等を実施する。	4,978万円
	⑩ 配偶者等暴力対策事業費 配偶者等からの暴力の被害者支援を総合的に推進するため、被害者の一時保護、同伴児へのケア及び被害者の自立支援などを実施するほか、民間団体が実施する先進的な取組みに対する補助を拡充する。	6,679万円
	合 計	1億6,451万円

問合せ先
 福祉子どもみらい局人権男女共同参画課 課長 山田 電話 045-210-3630

ともに生きる社会推進事業費

1 目的

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を県民に広く深く浸透させていくため、市町村や団体、教育、企業、大学と連携した取組みに加え、ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、若年層を主要なターゲットとしてSNSなどを活用した普及啓発を行う。

2 予算額 4,000万円

3 事業内容

- | | |
|---|---------|
| (1) 市町村や団体・学校等と連携した普及啓発 | 175万円 |
| 市町村や団体・学校等と連携して、ポスター掲示やチラシ配布等の普及啓発を行う。 | |
| (2) 「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的広報 | 484万円 |
| タウン誌やポスターの駅貼りなどを活用した広報を集中的に行う。 | |
| (3) 企業等の仲間づくり | 607万円 |
| ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、イベント主催者とマッチングさせ、マッチングしたイベントで普及啓発を行う。 | |
| (4) 大学生の仲間づくり | 21万円 |
| 大学の授業などにおける憲章の講義や憲章の理念に共感した大学生とのワークショップを実施し、若者ならではの普及啓発に係るアイデア出しや情報発信を行う。 | |
| (5) SNSを活用した普及啓発 | 2,007万円 |
| 若年層を主要なターゲットとして、動画配信やSNS広告等による普及啓発を行う。 | |
| (6) 津久井やまゆり園事件追悼式 | 706万円 |
| 「津久井やまゆり園事件追悼式」を実施する。 | |



(2) 「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的広報



(3) 企業等の仲間づくり



問合せ先

福祉子どもみらい局共生担当部長兼共生社会推進課長 水谷 電話 045-285-0736

一部 **新** 「利用者目線」による新しい障がい福祉の実現

1 目的

「利用者目線」の新しい障がい福祉の実現を目指し、障がい者の意思決定支援の全県展開に向けた取組を始める。また、県立施設における適切な支援・身体拘束ゼロの実現に取り組む。

2 予算額 34億7,330万円

3 事業内容

- (1) 意思決定支援の全県展開（意思決定支援普及・定着事業費） 1,941万円
 意思決定支援の普及・定着のため、研修の開催等に加え、新たに評価基準の設計や担い手の養成、チーム支援の実践・検証等を行う。

【意思決定支援の全県展開に向けたスタートアップ】

- ① 仕組みづくり：専門家派遣、評価基準やシステムの設計
- ② 人づくり：担い手の養成（アドバイザー、事業所の中核人材等）等
- ③ 土台づくり：当事者ヒアリング、チーム支援のモデル実践・検証等

- (2) 県立施設における適切な支援・身体拘束ゼロの実現

安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園について、民間活力を活用した建替工事を行う。

ア 小規模ユニットケアの実践

- （津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園新築工事関係費） 34億4,761万円
 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の施設整備を行い、小規模ユニットケアを実践する。

※ 小規模ユニットケア

居室は個室とし、居住単位を11人とすることで、プライバシーに配慮し、一人ひとりが落ち着いて生活できる環境とするとともに、手厚い支援を行う。

イ 見守りカメラの設置・検証

- （県立障害者支援施設見守りカメラ設置事業費） 628万円
 県立施設への見守りカメラの設置や、映像を活用した支援内容等の検証等を通じて、県立施設における利用者目線の障がい福祉の実現を図る。

問合せ先

- | | | | | |
|--------|---------------------|------------|----|-----------------|
| 【3(1)】 | 福祉子どもみらい局 | 意思決定支援担当課長 | 臼井 | 電話 045-285-0549 |
| 【3(2)】 | 福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 | 課長 | 高橋 | 電話 045-210-4702 |

一部^新 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園新築工事関係費

1 目的

安心・安全に生活できる場所の確保のため、津久井やまゆり園（相模原市緑区千木良）及び芹が谷やまゆり園（横浜市港南区芹が谷）について、建替工事等を行うとともに、新たに施設の運営に必要な備品等の整備等を行う。

2 予算額 34億4,761万円

3 事業内容

(1) 津久井やまゆり園新築工事費 15億2,100万円
 安心して安全に生活できる場所を確保するため、津久井やまゆり園について、建替工事及び改修工事を行うとともに、事件を風化させないため、事件で命を奪われた津久井やまゆり園利用者への鎮魂のモニュメントを整備する。

(2) 芹が谷やまゆり園整備維持管理費 16億 833万円
 安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園について、民間活力を活用した建替工事を行う。

(3) 津久井やまゆり園等新築工事推進費 7,060万円
 津久井やまゆり園等の整備に伴い発生する工事諸経費（手数料）を関係機関へ納付するため、手続を行うとともに、必要な調査、開所準備等を行う。

④(4) 津久井やまゆり園等初度調弁費 2億4,368万円
 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園について、円滑な施設運営を行うため、新たに施設の運営に必要な備品等の整備を行う。

④(5) 芹が谷やまゆり園歩道改修工事費 400万円
 芹が谷やまゆり園の整備に伴い、敷地に接続する道路の歩道の安全性を確保するため、改修工事を行う。

4 スケジュール

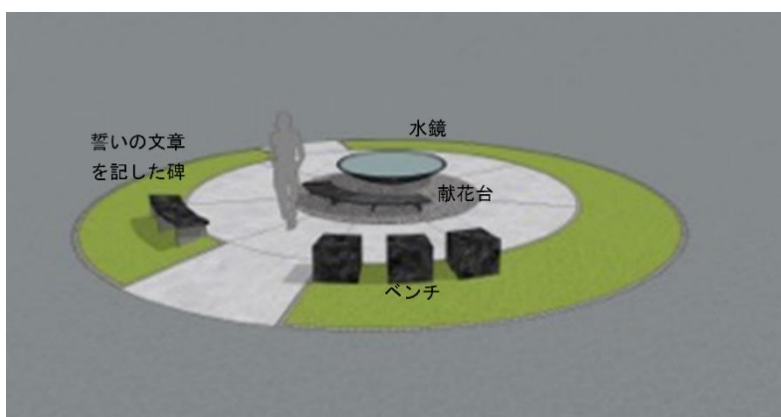
地域	項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
千木良	設計		基本設計・実施設計			
	工事		除却工事	建替工事・モニュメント設計・整備		供用開始
芹が谷	設計・工事			基本設計・実施設計 建替工事		供用開始

5 イメージ図

(1) 津久井やまゆり園



(参考) 鎮魂のモニュメント



(2) 芹が谷やまゆり園



問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 高橋 電話 045-210-4702

⑨ 大和綾瀬地域児童相談所の新設

1 目的

児童虐待相談件数が増加し、職員の増員に伴い組織が大規模化する中、迅速・的確に対応できる運営体制を確保するため、特に大規模化している中央及び厚木児童相談所を再編し、現在中央児童相談所の所管である大和市及び厚木児童相談所の所管である綾瀬市を所管区域とする大和綾瀬地域児童相談所を、令和3年4月1日から中央児童相談所（藤沢市亀井野）の建物内に設置する。

2 予算額 3,377万円

3 事業内容

(1) 大和綾瀬地域児童相談所に係る人件費 1,237万円

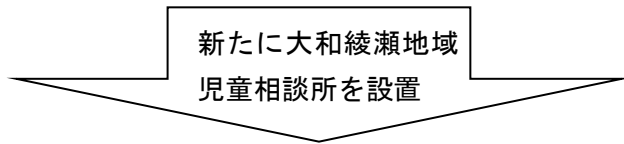
大和綾瀬地域児童相談所に非常勤弁護士、虐待対応協力員、里親対応専門員等を配置し、既存の児童相談所と同等の専門支援体制を整備する。

(2) その他維持運営に係る経費 2,140万円

大和綾瀬地域児童相談所を運営するにあたり、必要となる維持運営経費を計上する。

<令和2年度まで>

	中央	平塚	鎌倉三浦	小田原	厚木
所管市町村	藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 寒川町	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡2町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 足柄上郡5町 足柄下郡3町	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡2町村



<令和3年度から>

	中央	平塚	鎌倉三浦	小田原	厚木	大和綾瀬 (中央と同建物内)
所管市町村	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡2町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 足柄上郡5町 足柄下郡3町	厚木市 海老名市 座間市 愛甲郡2町村	大和市 綾瀬市

問合せ先
福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 課長 長谷川 電話 045-210-4650

私立学校経常費補助

予算額 427億3,881万円

1 目的

教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助する。

2 補助額の算定

補助の対象は、学校の運営に要する人件費、その他教育経費とし、学校の経常的経費に対する一般補助と特色ある教育を支援するための特別補助に分けて補助額を算定する。

補助額については、平成12年度から導入した標準的な運営経費を基準とする「標準的運営費方式」により算定する。(補助率50%)

(1) 一般補助	417億3,219万円
・高等学校	214億3,656万円
・中等教育学校	6億4,612万円
・中学校	55億7,478万円
・小学校	25億9,005万円
・特別支援学校	5億6,345万円
・幼稚園	93億3,757万円
・専修学校、各種学校	15億8,363万円

(2) 特別補助	10億 661万円
----------	-----------

ア 私立高等学校等教育改革推進費補助	5億 427万円
--------------------	----------

(ア) 目的

教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取組みを推進するため、私立学校に対し補助する。

(イ) 主な補助対象事業

- ・外国語教育の強化、新たな教育方法の開発、多様な職業体験
- ・不登校生徒対策（高等学校）
- ・体育活動・文化活動の推進（高等学校、中等教育学校）

イ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助	3億5,154万円
--------------------	-----------

(イ) 目的

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園等に対し補助する。

(イ) 補助対象事業

専任の担当教員を配置し、

- ・課業期間中に年間を通じて継続的に開園日の半分以上の日数で実施
- ・休業日（土日等）に年間を通じて継続的に19日以上実施
- ・長期休業日に10日以上実施

ウ 私立幼稚園等地域開放推進費補助	1億5,080万円
-------------------	-----------

(ウ) 目的

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対し補助する。

(イ) 補助対象事業

- ・子育て相談・教育相談事業、子育て講演会・セミナー等の開催事業、親子のふれあい交流事業（親子で参加する教室、子育てサークル活動など）、園地・園舎の開放事業、地域とのふれあい交流事業（外国人、障害者、高齢者、地域住民との交流）

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課 課長 山中 電話 045-210-3760

【事業の対象区域】

- ① 全市町村
- ② 政令市を除く市町村
- ③ 政令市・中核市を除く市町村
- ④ 政令市・中核市・保健所政令市を除く市町村
- ⑤ 横浜市、川崎市を除く市町村
- ⑥ 町村のみ
- ⑦ 特定市町村
- ⑧ その他

<参考>令和3年度主要事業体系図

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策	1 医療提供体制の維持と感染拡大防止対策	ア	在宅罹患患者宿泊療養施設運営費	1億8,516万円 ①	
		イ	緊急短期入所受入確保事業費	2,153万円 ①	
		ウ	新 在宅療養支援事業費	1億2,188万円 ①	
	2 福祉サービスの提供体制の維持	(1)福祉施設における感染拡大防止対策	ア	認可外保育施設感染症対策費補助(国庫対象)	5,706万円 ①
			イ	保育所等感染拡大防止対策費(交付金事業分)	6億 675万円 ①
			ウ	介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助	15億1,511万円 ①
		(2)福祉サービス提供体制への支援等	ア	保育所等感染拡大防止対策費(試験・研修分)	2,576万円 ①
			イ	介護支援専門員研修事業費	1,656万円 ①
			ウ	介護支援専門員法定研修衛生対策事業費補助	1,021万円 ①
			エ	新 研修事業衛生対策事業費	508万円 ①
			オ	社会福祉施設等応援職員派遣支援事業費	9,778万円 ①
			カ	新 かながわ福祉人材センター等衛生対策事業費	300万円 ①
			キ	通所事業者等サービス継続支援事業費補助	6億4,884万円 ①
			ク	在宅障害者等訪問支援事業費	1億2,237万円 ①
			ケ	新 障害者支援施設等感染防止対策相談・支援事業費	714万円 ①
コ	障害福祉施設ロボット等導入支援事業費(国庫)	164万円 ①			
サ	障害福祉事業所ICT導入モデル事業(国庫)	253万円 ①			
3 生活支援	(3)介護・障害福祉分野への就職希望者に対する貸付金	ア	新 介護職就職支援金貸付事業費補助	1億2,793万円 ①	
		ア	住居確保給付金支給費	6,000万円 ⑥	

障がい・高齢福祉施策の推進

施策1 障がい児・者が地域で安心して暮らせるしくみづくり	1 ともに生きる社会 かながわ憲章の理念の普及と津久井やまゆり園再生に向けた取組み	(1)ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組み	ア	ともに生きる社会推進事業費	4,000万円 ①
			イ	障害者理解促進事業費	542万円 ①
			ウ	障がい者文化芸術普及支援事業費	1,995万円 ①
			エ	未来型障がい者就労支援等事業費	1,169万円 ①
			オ	農福連携マッチング等支援事業費	413万円 ⑦
			カ	みんなのバリアフリー街づくり推進事業費	229万円 ①
			キ	手話言語普及推進事業費	1,063万円 ①
		ク	聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費	633万円 ①	
		(2)津久井やまゆり園再生に向けた取組み	ア	津久井やまゆり園新築工事費	15億2,100万円 ⑧
			イ	芹が谷やまゆり園整備維持管理費	16億 833万円 ⑧
			ウ	新 津久井やまゆり園等初度調弁費	2億4,368万円 ⑧
			エ	新 芹が谷やまゆり園歩道改修工事費	400万円 ⑧
			オ	津久井やまゆり園等新築工事推進費	7,060万円 ⑧
			カ	津久井やまゆり園指定管理費	3億3,208万円 ⑧
	キ		新 芹が谷やまゆり園指定管理費	2億 230万円 ⑧	
	2 障がい児・者の生活を支えるサービスの充実	(1)障害福祉サービス等の提供に係る体制の整備	ア	津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費	1,835万円 ⑧
			イ	一部 新 津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助	172万円 ①
			ウ	障害者グループホーム設置促進事業費補助	500万円 ①
			エ	障害者グループホームバックアップ推進事業費補助	50万円 ①
			オ	障害者グループホーム生活支援員加配事業費補助	450万円 ①
			ア	一部 新 意思決定支援普及・定着事業費	1,941万円 ①
イ			障害者グループホーム運営支援事業費	1,637万円 ③	
ウ	県立障害福祉施設利用者移行促進事業費補助	149万円 ①			
エ	民間障害福祉施設整備費補助	1億8,218万円 ③			
オ	障害者グループホーム等サポートセンター事業費	156万円 ③			

3 障がい児・者の社会参加や就労、障がいに対する理解の促進	カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ 又		医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費	186万円 ②				
			障害福祉サービス費等負担金	349億2,951万円 ①				
			障害者自立支援医療費負担金(更生医療)	29億9,985万円 ①				
			障害者自立支援医療費負担金(精神通院医療)	50億2,352万円 ②				
			障害者療養介護医療費負担金	2億 3,345万円 ①				
			障害者補装具購入等負担金	4億8,131万円 ①				
			相談支援給付費等負担金	6億2,959万円 ①				
			障害児通所給付費負担金	93億8,757万円 ①				
			障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業費	2,715万円 ②				
			障害福祉施設消防用設備整備費補助	2,221万円 ③				
			精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業費	426万円 ②				
			身体障害者手帳及び療育手帳カード化システム改修等事業費	133万円 ②				
			精神障害者保健福祉手帳カード化システム改修等事業費	133万円 ②				
			重度障害者地域移行支援補助	162万円 ③				
			障害福祉施設ロボット等導入支援事業費[再掲]	164万円 ①				
			障害福祉事業所ICT導入モデル事業[再掲]	253万円 ①				
			⑧ さがみ緑風園ナースクール等更新工事費	3,190万円 ⑧				
			⑧ 県立障害者支援施設見守りカメラ設置事業	628万円 ⑧				
			(2)障害福祉サービス等に従事する者の確保及び質の向上	ア イ ウ エ オ		相談支援従事者等養成・確保推進事業費	768万円 ①	
						障害者虐待防止・権利擁護推進事業費	621万円 ①	
						喀痰吸引等研修事業費	849万円 ①	
						精神障害者ホームヘルパー研修事業費	204万円 ①	
						重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費	155万円 ②	
			(3)地域で生活する障がい児・者を支える社会環境の整備	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ		重度障害者医療給付事業費補助	49億6,772万円 ①	
						障害者地域生活支援事業費補助	19億6,266万円 ①	
						障害者地域生活支援事業費	2億3,327万円 ⑧	
						障害者地域生活支援関連事業費補助	6億円 ②	
						在宅重度障害者等手当支給費	5億8,332万円 ①	
心身障害者扶養共済制度実施費	4億9,733万円 ②							
医療型短期入所事業所開設促進事業費	669万円 ③							
障害児施設等措置費	7億4,773万円 ③							
障害児入所給付費	4億 735万円 ③							
重度障害者住宅設備改良費補助	2,143万円 ③							
(4)県立施設の維持運営費等	ア		一部 ⑧ 県立障害福祉施設維持運営費等[一部][再掲]	26億4,258万円 ⑧				
(1)社会参加や就労に対する支援	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ		盲ろう者支援事業費	936万円 ①				
			神奈川県ライトセンター指定管理費	3億 597万円 ⑧				
			神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費	1億5,833万円 ⑧				
			聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費[再掲]	633万円 ①				
			工賃向上支援事業費	957万円 ①				
			障害者就業・生活支援センター事業費	6,162万円 ①				
			福祉バス運行事業費	3,688万円 ②				
			軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助	208万円 ③				
			失語症者向け意思疎通支援事業費	254万円 ①				
			障がい者文化芸術普及支援事業費[再掲]	1,995万円 ①				
			未来型障がい者就労支援等事業費[再掲]	1,169万円 ①				
			農福連携マッチング等支援事業費[再掲]	413万円 ⑦				
			(2)障がい及び障がい児・者に対する理解の促進	ア		障害者理解促進事業費[再掲]	542万円 ①	
			1 高齢者がいきいきと暮らせる保健福祉の充実	ア イ ウ エ オ カ キ		(1)医療・介護の連携など地域包括ケアシステムの深化・推進	生活支援コーディネーター養成研修事業費	736万円 ①
							地域包括ケア推進事業費	648万円 ①
(2)認知症とともに生きる社会づくり	ア イ ウ エ オ					一部 ⑧	認知症医療支援事業費	547万円 ②
							認知症医療支援事業費補助	1,002万円 ⑦
							認知症対策総合支援事業費	323万円 ①
							認知症疾患医療センター運営事業費	2,598万円 ②
認知症対策普及・相談・支援事業費	966万円 ①⑤							
認知症地域支援等研修事業費	531万円 ①							
認知症介護等研修事業費[一部]	2,400万円 ①②							

施策2
高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり

ク	一部	(新)	若年性認知症対策総合推進事業費	1,776万円	①
ケ			オレンジパートナー活動支援事業費	452万円	①
(3)高齢者の健康・生きがいづくり					
ア	一部	(新)	介護予防評価事業費	382万円	①
イ			老人クラブ活動等推進事業費	4,362万円	③⑤
ウ			高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費	648万円	⑤
エ			介護・認知症未病改善プログラム事業費	1,534万円	①
(4)介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり					
ア			介護給付費負担金	1,045億6,432万円	①
(ア)			介護給付費負担金	969億円	①
(イ)			地域支援事業費交付金	55億6,214万円	①
(ウ)			低所得者保険料軽減負担金	21億 217万円	①
イ			介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	1,385万円	②
ウ			介護認定調査員等研修事業費	77万円	①
エ			介護給付適正・適切化推進特別事業費国保連補助	638万円	①
オ			介護ロボット普及推進事業費	3億4,955万円	①
カ			かながわ感動介護大賞表彰事業費	340万円	①
キ			介護保険事業者指定・指導監査事業費	8,406万円	⑧
ク			サービス情報提供システム推進事業費負担金	369万円	①
ケ			低所得者利用負担対策事業費補助(社会福祉法人軽減)	2,140万円	①
コ			地域密着型サービス関係研修事業費	774万円	①
サ			特別養護老人ホーム整備費補助	5億 160万円	③
シ	一部	(新)	地域密着型サービス施設等整備費補助	10億 365万円	①
ス			高齢者施設改修費補助	8億8,727万円	①
セ			施設開設準備支援事業費補助	23億8,076万円	①
ソ			定期借地権利用整備促進事業費補助	2億2,445万円	①
タ			軽費老人ホームサービス提供費補助	6億6,185万円	③
チ			民間社会福祉施設運営費補助	1億1,268万円	③
ツ			民間社会福祉施設整備借入償還金補助	1億3,165万円	③
テ			喀痰吸引等研修支援事業費	710万円	①
(5)市町村が行う取組みの支援					
ア	一部	(新)	高齢者保健福祉計画等推進事業費	294万円	①
イ			介護・認知症未病改善プログラム事業費[再掲]	1,534万円	①
ウ			介護給付適正・適切化推進特別事業費国保連補助[再掲]	638万円	①
エ			サービス情報提供システム推進事業費負担金[再掲]	369万円	①
オ			生活支援コーディネーター養成研修事業費[再掲]	736万円	①
カ			地域包括ケア推進事業費[再掲]	648万円	①
キ	一部	(新)	介護予防評価事業費[再掲]	382万円	①

**施策3
地域における
保健・医療体
制の整備**

1 疾病対策の推進

- (1)難治性疾患及び肝疾患対策などの推進
- (2)被爆者等援護対策の推進

ア			小児特定疾病医療援護費	5億円	③
ア			被爆者医療援護事業費	14億4,111万円	①
イ			被爆者等健康診断事業費	2,722万円	①
ウ			被爆者のこども医療援護対策事業費	2,249万円	①

**施策4
保健・医療・福
祉人材の育成
と確保・定着**

1 保健・医療・福祉人材の育成と確保・定着

- (1)保健・医療・福祉人材の確保・定着対策の充実

ア			かながわ福祉人材センター事業費	2,772万円	①
イ			かながわ福祉人材センター機能強化事業費	6,722万円	①
(ア)			かながわ福祉人材センター機能強化事業費	3,770万円	①
(イ)			キャリア支援専門員配置事業費	2,951万円	①
ウ			介護人材確保促進事業費	2,270万円	①
(ア)			介護人材確保対策推進会議事業費	436万円	①
(イ)			優良介護サービス事業所認証評価制度の事務局運営費	1,834万円	①
エ			介護事業経営マネジメント支援事業費	1,277万円	①
オ			外国籍県民介護職等定着支援事業費	1,528万円	①
カ			外国人介護福祉士候補者支援事業費	1億1,237万円	①
キ			外国人技能実習生等資質向上研修事業費	1,000万円	③
ク			外国人留学生介護分野受入環境整備事業費	3,062万円	①
(ア)			留学生と受入介護施設等とのマッチング事業費	2,299万円	①
(イ)			受入介護施設等支援事業費補助	691万円	①
(ウ)			外国人介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	72万円	①
ケ		(新)	外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助	1,000万円	①
コ			介護未経験者参入促進事業費	9,929万円	①
サ			介護人材参入促進事業費補助	3,504万円	①
シ			介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	875万円	①
ス			喀痰吸引等研修支援事業費[再掲]	710万円	①

施策5 ともに生き支えあう地域社会づくり	1 ともに生き支えあう社会をめざす地域福祉の推進	(2)保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上	ア	介護職員研修受講促進支援事業費補助	1,808万円 ①	
			イ	介護支援専門員研修事業費	9,902万円 ①	
			ウ	介護職等資質向上研修事業費	1,874万円 ①	
			(ア)	介護支援専門員多職種連携研修事業費	455万円 ①	
			(イ)	介護人材認定研修推進事業費	1,315万円 ①	
			(ウ)	新人介護職員等交流会事業費	104万円 ①	
			エ	かながわ福祉人材センター事業費〔再掲〕	2,772万円 ①	
		オ	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業費〔再掲〕	155万円 ②		
					民生委員児童委員活動推進事業費	2億7,524万円 ③
					(新) 災害時福祉支援体制整備事業費	372万円 ①
					地域包括ケア推進事業費〔再掲〕	648万円 ①
		(2)福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり	ア	福祉サービス第三者評価推進事業費補助	1,102万円 ①	
			イ	権利擁護推進事業費補助	1億4,775万円 ①②	
			(ア)	福祉サービス利用援助事業費補助	1億2,217万円 ②	
			(イ)	福祉サービス苦情解決事業費補助	2,558万円 ①	
			ウ	権利擁護推進事業費(医療介護基金)	9,705万円 ①	
エ	かながわ成年後見推進センター事業費		2,135万円 ①			
オ	地域生活定着支援事業費		4,200万円 ①			
カ	未成年後見人報酬等補助		456万円 ③			
(3)バリアフリーの街づくりと心のバリアフリーの推進	ア		みんなのバリアフリー街づくり推進事業費〔再掲〕	229万円 ①		
	イ		ともに生きる社会推進事業費〔再掲〕	4,000万円 ①		
	ウ	障害者理解促進事業費〔再掲〕	542万円 ①			
	エ	共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業費	827万円 ⑦			
	オ	障がい者文化芸術普及支援事業費〔再掲〕	1,995万円 ①			
	カ	未来型障がい者就労支援等事業費〔再掲〕	1,169万円 ①			
	キ	農福連携マッチング等支援事業費〔再掲〕	413万円 ⑦			
ク	地域の支え合い仕組みづくり事業費	594万円 ②				
(4)手話を利用しやすい環境の整備	ア	手話言語普及推進事業費〔再掲〕	1,063万円 ①			
	イ	聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業費〔再掲〕	633万円 ①			
	ウ	神奈川県聴覚障害者福祉センター指定管理費〔再掲〕	1億5,833万円 ⑧			
	(ア)	手話通訳者・要約筆記者養成派遣等事業費	1,590万円 ③			
(5)生活を支える福祉の充実	ア	遺族等対策費	966万円 ①			
	イ	外国籍県民等福祉給付金助成事業費補助	264万円 ②			
	ウ	中国残留邦人生活支援給付費	416万円 ⑥			
	エ	生活困窮者自立促進支援事業費	7,165万円 ⑥			
	オ	ワンストップ支援推進事業費	808万円 ①			
	カ	住居確保給付金支給費〔再掲〕	6,000万円 ⑥			
	キ	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業費	3,421万円 ⑥			
	ク	被保護者就労支援事業費	2,236万円 ⑥			
	ケ	自立支援プログラム策定実施事業費	3,727万円 ⑥			
	コ	生活保護適正実施事業費	6,941万円 ⑥			
	サ	生活福祉資金貸付事業費等補助(国庫対象)	7,191万円 ①			
	シ	生活保護扶助費	78億2,862万円 ③			
	ス	生活保護就労自立給付金	266万円 ⑥			
	セ	進学準備給付金	280万円 ⑥			
ソ	地域生活定着支援事業費〔再掲〕	4,200万円 ①				
2 生涯を通じた健康づくりの推進	(1)未病改善の取り組みの推進	ア	介護・認知症未病改善プログラム事業費〔再掲〕	1,534万円 ①		
		イ	高齢者社会参画・生きがいづくり支援事業費〔一部〕〔再掲〕	345万円 ⑤		
	(2)母子保健の推進	ア	未熟児等養育費	1億 242万円 ①		

子ども・子育てへの支援

施策6 子ども・子育て を支える社会 環境の整備

1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実

(1)ニーズに応じた幼児期の教育・保育の提供

ア	子ども・子育て支援給付費負担金	505億3,054万円 ①
(ア)	施設型給付費負担金	465億2,271万円 ①
(イ)	地域型保育給付費負担金	40億 782万円 ①
イ	私設保育施設等利用給付費負担金	9億9,122万円 ①
ウ	幼児教育無償化関係事務費	4億 367万円 ①
エ	私立幼稚園等預かり保育推進費補助	3億5,154万円 ①
オ	私立幼稚園利用給付費負担金	54億 225万円 ①
カ	実費徴収補足給付事業費補助(私立幼稚園)	2,432万円 ①

(2)幼稚園教諭、保育士、保育教諭の確保・育成

ア	地域限定保育士試験実施事業費	6,476万円 ①
イ	保育エキスパート等養成事業費	1億 372万円 ①③
ウ	子ども・子育て支援人材確保育成事業費	1億3,127万円 ①
(ア)	保育士・保育所支援センター事業費	920万円 ①
(イ)	保育士等確保対策事業費	40万円 ①
(ウ)	子育て支援員研修事業費	1,721万円 ①
(エ)	放課後児童支援員認定資格研修事業費	2,145万円 ①
(オ)	放課後児童支援員等資質向上研修事業費	1,824万円 ①
エ	保育補助者雇上強化事業費補助	737万円 ③
オ	保育体制強化事業費補助	1億3,715万円 ①
カ	養成施設就職促進事業費	347万円 ③
キ	短時間保育士雇上事業費補助	341万円 ③
ク	新 保育士資格取得等ICT化推進事業費補助	449万円 ①
ケ	幼稚園教員復帰等支援事業費	172万円 ①

(3)地域における多様な子育て支援の充実

ア	地域子ども・子育て支援交付金事業費補助	87億1,504万円 ①
(ア)	放課後児童健全育成事業費補助	46億2,142万円 ①
(イ)	放課後児童健全育成事業費補助(投資)	2億1,622万円 ①
(ウ)	利用者支援事業費補助	2億9,305万円 ①
(エ)	延長保育事業費補助	8億3,148万円 ①
(オ)	民間事業者参入促進等事業費補助	7,708万円 ①
(カ)	乳児家庭全戸訪問事業費補助	1億 754万円 ①
(キ)	養育支援訪問事業費補助	7,834万円 ①
(ク)	地域子育て支援拠点事業費補助	7億2,155万円 ①
(ケ)	一時預かり事業費補助	13億6,251万円 ①
(コ)	病児・病後児保育事業費補助	2億6,719万円 ①
(サ)	病児・病後児保育事業費補助(投資)	1,339万円 ①
(シ)	子育て援助活動支援事業費補助	8,079万円 ①

2 待機児童対策の推進

(1)待機児童対策の推進

ア	安心こども交付金事業費	2億7,383万円 ①
(ア)	保育所等緊急整備事業費補助	5,266万円 ①
(イ)	保育所緊急整備事業費補助(低年齢児特化型分園)	105万円 ①
(ウ)	認定こども園整備事業費補助	2億2,012万円 ①
イ	認定こども園施設整備交付金事業費補助	5億6,271万円 ①
(ア)	認定こども園整備事業費補助(国庫対象)	5億5,031万円 ①
(イ)	幼稚園型認定こども園安全管理体制緊急整備費補助	1,240万円 ①
ウ	都市部保育所等賃借料支援事業費補助	6億8,749万円 ①
エ	保育緊急対策事業費補助	1億5,087万円 ③
(ア)	低年齢児受入対策緊急支援事業費補助	8,568万円 ③
(イ)	民間保育所健康管理体制強化事業費補助	970万円 ③
(ウ)	要保護児童保育所受入促進事業費補助	5,548万円 ③
オ	認可外保育施設巡回指導事業費	1,133万円 ③
カ	認可外保育施設フォローアップ事業費	1,109万円 ③

3 子どもの放課後などにおける育ちの場の提供

(1)子どもの放課後などにおける育ちの場の提供

ア	放課後児童健全育成事業費補助[再掲]	46億2,142万円 ①
イ	放課後児童健全育成事業費補助(投資)[再掲]	2億1,622万円 ①
ウ	放課後児童支援員認定資格研修事業費[再掲]	2,145万円 ①
エ	放課後児童支援員等資質向上研修事業費[再掲]	1,824万円 ①

4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

(1)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

ア	地域少子化対策重点推進交付金事業費	1,546万円 ①
イ	恋カナ！プラットフォーム運営費	122万円 ①

(2)家庭、地域、事業者、NPO、行政などの連携による子育て支援

ア	私立幼稚園等地域開放推進費補助	1億5,080万円 ①
---	-----------------	-------------

施策7 支援を必要とする子ども・家庭への取組み	1 支援を必要とする子ども・家庭への取組み	(1)子どもの自立と機会の平等の推進	ア	児童手当負担金	194億9,845万円 ①
			イ	児童扶養手当給付費	8億9,646万円 ⑥
			ウ	小児医療費助成事業費補助	37億4,017万円 ①
			エ	ひとり親家庭等医療費助成事業費補助	15億6,500万円 ①
			オ	母子父子寡婦福祉資金貸付金	3億9,641万円 ③
			カ	母子家庭等就業支援事業費	1,262万円 ③
			キ	高等職業訓練促進給付金等支給費	800万円 ⑥
			ク	子どもの貧困対策推進事業費	117万円 ①
			ケ	SNS子どもの貧困対策相談事業費	2,183万円 ①
		コ	高校生世代自立支援事業費	770万円 ①	
		(2)児童虐待への総合的な対応	ア	虐待防止対策推進事業費	5,914万円 ③
			イ	児童虐待未然防止強化事業費	197万円 ③
			ウ	一時保護児童教育推進事業費	1,155万円 ③
			エ	児童相談所一時保護所心理職員雇用費	1,183万円 ③
			オ	子ども人権相談室推進事業費	1,452万円 ①
			カ	子どもの意見表明支援事業費	395万円 ③
			キ	SNS児童虐待防止相談事業費	7,535万円 ①
			ク	児童相談所業務支援システム費	672万円 ③
			ケ	厚木児童相談所新築工事費	15億9,700万円 ⑦
		(3)社会的養護のもとに育つ子どもたちへの支援	ア	社会的養育推進事業費補助	5,019万円 ③
			イ	乳児院等多機能化推進事業費補助	689万円 ③
ウ	施設入所児童処遇費		7,379万円 ①		
エ	県立児童福祉施設入所者処遇費		1億8,597万円 ⑧		
オ	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助		28万円 ③		
カ	あすなろサポートステーション事業費		1,620万円 ①		
キ	児童養護施設退所児童等支援事業費補助		1,965万円 ③		
ク	未成年後見人報酬等補助[再掲]		456万円 ③		
ケ	里親支援事業費		4,852万円 ③		
コ	里親センター事業費	1,229万円 ①			
施策8 若者が心豊かに育ち自立できる社会づくり	1 豊かな心と健やかな体を育む体験的な学習などの推進	(1)青少年の多様な体験活動の促進と青少年支援・指導者の育成	ア	青少年指導者養成費	850万円 ①
			イ	青少年文化活動等推進事業費	394万円 ①
			ウ	藤野芸術の家運営費補助	8,001万円 ①
	2 いじめ・暴力行為対策の推進と不登校・ひきこもりへの対応	(1)ひきこもりなど自立に困難を抱える青少年への支援	ア	青少年行政総合推進費	345万円 ①
			イ	かながわ若者サポートステーション事業費	1,504万円 ⑦
			ウ	ひきこもり支援サイト運営費	251万円 ①
			エ	青少年相談等支援事業費	3,228万円 ①
	オ	SNS子ども・若者相談事業費	723万円 ①		
	3 健全育成を支える地域社会づくり	(1)青少年が健全に育つ環境の整備	ア	私立高等学校等教育改革推進費補助(不登校生徒対策)	1,776万円 ①
			イ	青少年保護育成条例推進費	555万円 ①
イ			青少年喫煙飲酒防止条例推進費	186万円 ①	
施策9 希望に満ち信頼あふれる学校づくり	1 私立学校教育の振興	(1)私立学校への支援の充実	ア	私立学校経常費補助[一部][再掲]	427億3,881万円 ①
			(ア)	私立学校経常費補助(一般補助)	417億3,219万円 ①
			(イ)	私立高等学校等教育改革推進費補助[再掲]	5億 427万円 ①
			(ウ)	私立幼稚園等預かり保育推進費補助[再掲]	3億5,154万円 ①
			(エ)	私立幼稚園等地域開放推進費補助[再掲]	1億5,080万円 ①
			イ	私立幼稚園特別支援教育費補助	16億9,736万円 ①
			ウ	私立専門学校生徒経済支援実証研究事業費	886万円 ①
			エ	私立学校振興資金利子補給費	1,149万円 ①
			オ	日本私立学校振興・共済事業団補助金	6億6,890万円 ①
			カ	私立学校教職員退職金制度補助金	9億5,361万円 ①
			キ	私立学校国際バカロレア認定取得支援事業費	25万円 ①
			ク	私立幼稚園施設整備費等補助	5億2,418万円 ①
			ケ	私立学校施設耐震診断調査費補助(国庫対象)	412万円 ①
			コ	私立専門学校修学支援負担金	7億5,000万円 ①
			サ	私立幼稚園利用給付費負担金[再掲]	54億 225万円 ①
			シ	実費徴収補足給付事業費補助(私立幼稚園)[再掲]	2,432万円 ①
ス	学校連携観戦チケット関連事業費	318万円 ①			

2 公立高校と私立高校の連携強化	(1)公立高校と私立高校による協調事業の推進	ア	公私立学校協調事業費	330万円 ①
	3 就学支援の推進	(1)高校生などへの就学支援の充実	アイウエオカキ	高等学校等就学支援事業費
			私立高等学校等生徒学費補助金等	35億 302万円 ①
			外国人学校生徒等学費補助金	1億6,766万円 ①
			小中学校等就学支援事業補助金	2,580万円 ①
			私立学校生徒学費緊急支援補助金	1,419万円 ①
			私立高校生等奨学給付金事業費	5億3,860万円 ①
			私立専門学校修学支援負担金〔再掲〕	7億5,000万円 ①

人権施策及び男女共同参画の推進

施策10 人権施策及び男女共同参画の推進	1 人権政策の総合的な推進	(1)人権教育と人権啓発の推進	アイ	人権啓発推進費補助 人権啓発事業費	329万円 ① 2,330万円 ②
		(2)人権尊重の視点に立った行政の推進	アイ	人権施策推進費 同和問題対策推進事業費補助	693万円 ① 500万円 ①
	2 男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援	(1)男女共同参画社会づくりに向けた教育促進や意識啓発、女性を応援する機運の醸成	アイウ	かながわ男女共同参画センター人材育成・情報発信事業費 ライフキャリア教育かながわモデル発信事業費 女性の活躍応援団支援事業費	366万円 ① 183万円 ① 244万円 ①
			ア	男女共同参画施策推進費	145万円 ①
			アイウ	かながわ男女共同参画センター相談事業費 配偶者等暴力対策事業費 SNS・DV相談事業費	4,978万円 ① 6,679万円 ① 3,164万円 ①

3 令和3年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
	年 度	年 割 額	左の財源内訳										一 般 財 源
			特 定 財 源			一 般 財 源							
			国 庫 支 出 金	県 債	そ 他								
4 民生費	元	千円 237,000	千円 -	千円 235,000	千円 -	千円 2,000	千円 87,990	千円 87,990	千円 -	千円 87,990	千円 -	% 2	
2 障害福祉費	2	2,862,000	-	2,860,000	-	2,000	-	3,011,010	-	3,011,010	-	65	
津久井やまゆり園 新築工事費	3	1,521,000	-	1,368,000	-	153,000	-	-	1,521,000	1,521,000	-	33	
	計	4,620,000	-	4,463,000	-	157,000	87,990	3,099,000	1,521,000	4,620,000	-	100	
4 民生費	2	201,000	23,274	156,000	-	21,726	-	201,000	-	201,000	-	11	
5 児童福祉費	3	1,597,000	188,324	1,244,000	-	164,676	-	-	1,597,000	1,597,000	-	89	
厚木児童相談所新 築工事費	計	1,798,000	211,598	1,400,000	-	186,402	-	201,000	1,597,000	1,798,000	-	100	

4 令和3年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	千円	
青少年センターホール天井等改修工事費	359,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	359,000		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	359,000
女性保護施設さつき寮指定管理費	1,442,160	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和2年度	729,820	特定財源	国庫支出金	320,500
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和7年度	712,340		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	391,840
(一財)神奈川県厚生福利振興会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	1,870,919	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和16年度	969,797		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	969,797
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の資金借入れに伴う金融機関に対する損失補償	3,613,809	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	3,613,809		県 債	—
						そ の 他	—
						一般財源	3,613,809
障害者自立支援給付費等支払システム開発費	816,170	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	816,170		県 債	—
						そ の 他	816,170
						一般財源	—
ライトセンター指定管理費	1,529,880	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度	—	特定財源	国庫支出金	91,150
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和7年度	1,529,880		県 債	—
						そ の 他	9,995
						一般財源	1,428,735
聴覚障害者福祉センター指定管理費	791,650	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度	—	特定財源	国庫支出金	110,830
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和7年度	791,650		県 債	—
						そ の 他	75
						一般財源	680,745
津久井やまゆり園指定管理費	504,321	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度	—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	504,321		県 債	—
						そ の 他	654
						一般財源	503,667

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
芹が谷やまゆり園指定管理費	489,113	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度	—	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	489,113	一般財源	その他	1,421
							487,692
愛名やまゆり園指定管理費	2,808,058	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和2年度	1,389,718	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和7年度	1,418,340	一般財源	その他	4,515
							1,413,825
厚木精華園指定管理費	2,051,669	前年度末までの支出(見込)額	平成27年度～令和2年度	1,013,883	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和7年度	1,037,786	一般財源	その他	5,200
							1,032,586
三浦しらとり園指定管理費	1,209,232	前年度末までの支出(見込)額	令和2年度	—	特定財源	国庫支出金	—
						県債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	1,209,232	一般財源	その他	1,052
							1,208,180
芹が谷やまゆり園整備維持管理費	4,158,942	前年度末までの支出(見込)額	令和元年度～令和2年度	1,232,978	特定財源	国庫支出金	—
						県債	1,440,000
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和18年度	2,925,964	一般財源	その他	—
							1,485,964

5 令和3年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 介護保険財政安定化基金	5,800	5,800	0

(歳出) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	5,800	5,800	0	—	—	5,800	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
財産運用収入	5,799	5,799	0	基金運用利子
預金利子	1	1	0	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
基金積立金	5,800	5,800	0	

6 令和3年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 母子父子寡婦福祉資金収入	418,638	542,213	△ 123,575

(歳出) (単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	418,638	542,213	△ 123,575	-	-	237,597	181,041

(2) 歳入の主な内訳 (単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
貸付金返納	215,798	408,773	△ 192,975	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納
一般会計繰入金	20,196	12,457	7,739	
繰越金	181,041	119,514	61,527	

(3) 歳出の内訳 (単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	396,415	527,852	△ 131,437	
貸付事務費	22,223	14,361	7,862	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位：千円)

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
母子父子寡婦福祉資金会計	3,283,493	3,283,493	-	-	3,283,493
1 その他	3,283,493	3,283,493	-	-	3,283,493
(1) 枠外債	3,283,493	3,283,493	-	-	3,283,493

7 神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、積極的改善措置に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「積極的改善措置」の定義規定の新設及び県の姿勢の明確化

男女共同参画の推進に関し、県の姿勢を明確にするため、男女の実質的な機会の平等を担保するための措置である「積極的改善措置」について明記し、文言の定義規定を新設する。（第2条及び第4条関係）

イ 文言の定義の明確化

(ア) 「事業者」の定義規定の新設

条文中の「事業者」という文言について、定義規定を新設し、内容を明確にする。（第2条関係）

(イ) セクシュアル・ハラスメントに関する条文の文言改正

セクシュアル・ハラスメントに関する条文における「生活環境」、「第三者」という文言について、具体例を挙げて定義を明確にする。（第2条及び第8条関係）

ウ 社会情勢の変化に合わせた改正

男女共同参画の推進に関し、男女ともに就業者が増えている社会情勢を踏まえ、家庭生活との調和を図る社会生活として、職業生活を明記する。（第3条関係）

エ その他所要の規定の整備

事業者が知事に届け出る事項について、用語の整理を行う。（第10条関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、(2)エについては令和3年10月1日。

8 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第4項、第21条第7号、第32条の2関係、附則第7項関係）
- イ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第14条第5項第1号、第25条第2項第1号、第32条第1項第3号、第32条の2第1号関係）
- ウ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第22条第3項関係）
- エ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第22条第4項関係）
- オ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第22条の2関係）
- カ 非常災害対策における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第24条第3項関係）
- キ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第25条第2項第3号関係）
- ク 運営規程等の掲示の代替方法に関する規定を追加する。（第27条第2項関係）
- ケ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第32条第1項第5号関係）
- コ 記録の保存、交付等における電磁的な対応に関する規定を追加する。（第34条関係）
- サ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第25条第2項第3号、附則第2項～第7項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- a 高齢者虐待の防止に関する規定（第2条第4項、第21条第7号、第32条の2関係、附則第7項関係）
 - b 業務継続に向けた取組に関する規定（第22条の2関係）
 - c 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定（第22条第3項関係）
 - d 感染症対策の強化に関する規定（第25条第2項第3項関係）
- (イ) 条例施行後6カ月間は事故防止担当者の選任に関する規定（第32条第1項第5号関係）については、努力義務とする。

9 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第4項、第20条第7号、第28条の2関係）
- イ サテライト型養護老人ホームの人員基準に関する規定を改正する。（第3条第12項第1号関係）
- ウ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第13条第6項第1号、第23条第2項第1号、第28条第1項第3号、第28条の2第1号関係）
- エ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第21条第3項関係）
- オ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第21条第4項関係）
- カ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第21条の2関係）
- キ 非常災害対策における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第22条第3項関係）
- ク 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第23条第2項第3号関係）
- ケ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第28条第1項第5号関係）
- コ 記録の保存等における電磁的な対応に関する規定を追加する。（第30条関係）
- サ その他所要の規定の整備を行う。（目次関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - a 高齢者虐待の防止に関する規定（第2条第4項、第20条第7号、第28条の2関係）
 - b 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定（第21条第3項関係）
 - c 業務継続に向けた取組に関する規定（第21条の2関係）
 - d 感染症対策の強化に関する規定（第23条第2項第3項関係）
- (イ) 条例施行後6カ月間は事故防止担当者の選任に関する規定（第28条第1項第5号関係）については、努力義務とする。

10 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第5項、第21条第8号、第30条の2、第33条第3項、第39条第9号関係）
- イ 従来型とユニット型を併設する場合において介護・看護職員の兼務を可能とする。（第5条関係）
- ウ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第12条第6項第1号、第25条第2項第1号、第30条第1項第3号、第30条の2第1号、第35条第8項第1号、第47条第1項関係）
- エ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第22条第3項、第40条第4項関係）
- オ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第22条第4項、第40条第5項関係）
- カ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第22条の2関係）
- キ 非常災害対策における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第24条第3項関係）
- ク 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第25条第2項第3号関係）
- ケ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第30条第1項第5号関係）
- コ ユニットの入居定員に関する規定を改正する。（第34条第5項第1号ア(イ)、第50条第5項第1号ア(イ)関係）
- サ ユニット型個室的多床室の整備を認める規定を削除する。（改正前の第34条第5項第1号ア(ウ)及び第50条第5項第1号ア(ウ)関係）
- シ 地域密着型特別養護老人ホームの人員基準に関する規定を改正する。（第44条第1項関係）
- ス サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームの人員

- 基準に関する規定を改正する。（第44条第9項第1号関係）
- セ 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。
（第53条関係）
- ソ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第42条、第48条、第52条、
附則第8項～第10項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- a 高齢者虐待の防止に関する規定（第2条第5項、第21条第8号、第30条の2、第33条第3項、第39条第9号関係）
 - b 業務継続に向けた取組に関する規定（第22条の2関係）
 - c 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定（第22条第3項、第40条第4項関係）
 - d 感染症対策の強化に関する規定（第25条第2項第3項関係）
- (イ) 条例施行後6カ月間は事故防止担当者の選任に関する規定（第30条第1項第5号関係）については、努力義務とする。
- (ウ) 施行日から当面の間、第34条第5項第1号ア(イ)又は第50条第5項第1号ア(イ)の改正規定により入居定員が11人以上15人以下のユニットを設けるユニット型特別養護老人ホームは、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求める規定を設ける。
- (エ) 条例の施行の際に現に存する施設の居室であって、改正前の条例第34条第5項第1号ア(ウ)又は第50条第5項第1号ア(ウ)の規定の要件を満たしている居室（ユニット型個室的多床室）の設備の基準については、なお従前の例による。

11 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第4項、第28条第8号、第40条の2、第44条第3項、第51条第9号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第2条第5項、第44条第4項関係）
- ウ 現行の栄養士の配置に加え、管理栄養士の配置を基準に位置付ける。（第4条第1項関係）
- エ 従来型とユニット型を併設する場合において介護・看護職員の兼務を可能とする。（第4条第5項関係）
- オ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第15条第6項第1号、第16条第6項、第32条第2項第1号、第40条第1項第3号、第40条の2第1号、第47条第8項第1号関係）
- カ 栄養管理に関する規定を追加する。（第21条の2関係）
- キ 口腔衛生の管理に関する規定を追加する。（第21条の3関係）
- ク 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第29条第3項、第52条第4項関係）
- ケ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第29条第4項、第52条第5項関係）
- コ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第29条の2関係）
- サ 非常災害対策における地域住民との連携に関する規定を追加する。（第31条第2項関係）
- シ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第32条第2項第3号関係）
- ス 運営規程等の掲示の代替方法に関する規定を追加する。（第34条第2項関係）
- セ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第40条第1項第

5号関係)

- ソ ユニットの入居定員に関する規定を改正する。(第45条第2項第1号ア(イ)関係)
- タ ユニット型個室的多床室の整備を認める規定を削除する。(改正前の第45条第2項第1号ア(エ)関係)
- チ 記録の保存、書面の交付等における電磁的な対応に関する規定を追加する。(第55条関係)
- ツ その他所要の規定の整備を行う。(目次、第32条第2項第4号、第54条、附則第7項～第9項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - a 高齢者虐待の防止に関する規定(第2条第4項、第28条第8号、第40条の2、第44条第3項、第51条第9号関係)
 - b 業務継続に向けた取組に関する規定(第29条の2関係)
 - c 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定(第29条第3項、第52条第4項関係)
 - d 栄養管理に関する規定(第21条の2関係)
 - e 口腔衛生に関する規定(第21条の3関係)
 - f 感染症対策の強化に関する規定(第32条第2項第3号関係)
- (イ) 条例施行後6カ月間は事故防止担当者の選任に関する規定(第40条第1項第5号関係)については、努力義務とする。
- (ウ) 施行日から当面の間、第45条第2項第1号ア(イ)の改正規定により入居定員が11人以上15人以下のユニットを設けるユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求める規定を設ける。
- (エ) 条例の施行の際に現に存する施設の居室であって、改正前の条例第45条第2項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室(ユニット型個室的多床室)の設備の基準については、なお従前の例による。

12 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第4項、第28条第7号、第39条の2、第43条第3項、第50条第8号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第2条第5項、第43条第4項関係）
- ウ 栄養ケア・マネジメントの充実にに関する規定を追加する。（第3条第1項第5号、同条第7項各号及び第8項第1号、第19条の2関係）
- エ 介護保険施設の人員配置基準を見直す。（第3条第4項ただし書関係）
- オ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第15条第6項第1号、第16条第6項、第32条第2項第1号、第39条第1項第3号、第39条の2第1項第1号、第46条第8項第1号関係）
- カ 口腔衛生管理の強化に関する規定を追加する。（第19条の3関係）
- キ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第29条第3項、第51条第4項関係）
- ク ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第29条第4項、第51条第5項関係）
- ケ 業務継続に向けた取組の強化に関する規定を追加する。（第29条の2関係）
- コ 地域と連携した災害への対応の強化に関する規定を追加する。（第31条第2項）
- サ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第32条第2項第3号）
- シ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第39条第1項第5号関係）
- ス 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。

(第54条関係)

セ その他所要の規定の整備を行う。(目次、第3条第1項第2号、第34条第2項、第53条、附則関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

(ア) 事故防止担当者の選任に関する規定の改正規定については、条例施行日から6か月間は努力義務とする。

(イ) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

a 高齢者虐待の防止に関する規程

b 栄養管理に関する規程

c 口腔衛生の管理に関する規程

d 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定

e 業務継続に向けた取組に関する規定

f 感染症対策の強化に関する規定

13 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第3条第4項、第28条第7号、第39条の2、第43条第3項、第52条第8号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第3条第5項、第43条第4項関係）
- ウ 栄養ケア・マネジメントの充実に関する規定を追加する。（第4条第1項第1号及び第5号、同条第3項第1号及び第6号、第20条の2関係）
- エ 指定介護療養型医療施設の人員配置基準を見直す。（第4条第6項ただし書関係）
- オ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第17条第6項第1号、第18条第6項、第32条第2項第1号、第39条第1項第3号、第39条の2第1項第1号、第48条第8項第1号関係）
- カ 口腔衛生管理の強化に関する規定を追加する。（第20条の3関係）
- キ 認知症介護に係る基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第29条第3項、第53条第4項関係）
- ク ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第29条第4項、第53条第5項関係）
- ケ 業務継続に向けた取組の強化に関する規定を追加する。（第29条の2関係）
- コ 地域と連携した災害への対応の強化に関する規定を追加する。（第31条第2項）
- サ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第32条第2項第3号）
- シ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第39条第1項第

5号関係)

- ス ユニットの入居定員に関する規定を改正する。(第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)、第46条第2項第1号ア(イ)関係)
- セ 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。(第56条関係)
- ソ その他所要の規定の整備を行う。(目次、第4条第5項及び第7項、(第34条第2項、第55条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 条例の施行の際に現に存する施設の病室であって、改正前の条例第44条第2項第1号ア(エ)、第45条第2項第1号ア(エ)又は第46条第2項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしているものに係る設備の基準については、なお従前の例による。
- (イ) 当面の間、ユニットの入居定員に係る改正規定により11人以上15人以下のユニットを設けるユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた看護師及び准看護師並びに介護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- (ウ) 事故防止担当者の選任に関する改正規定については、条例施行日から6か月間は努力義務とする。
- (エ) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - a 高齢者虐待の防止に関する規程
 - b 栄養管理に関する規程
 - c 口腔衛生の管理に関する規程
 - d 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定
 - e 業務継続に向けた取組に関する規定
 - f 感染症対策の強化に関する規定

14 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第4条第3項、第30条第7号、第40条の2、第57条第8号、第77条第7号、第87条第6号、第96条第6号、第107条第10号、第143条第9号、第164条第9号、第178条第10号、第201条第7号、第213条第7号、第232条第9号、第245条第10号、第257条第6号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第4条第4項関係）
- ウ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第32条第4項、第57条の2第4項、第108条第4項、第179条第5項、第214条第5項、第233条第5項関係）
- エ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第32条の2関係）
- オ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第33条第3項第1号、第40条の2第1号、第85条第5号、第111条第2項第1号、第144条第2項第1号、第226条第6項第1号、第260条第6項第1号関係）
- カ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第33条第3項、第111条第2項、第144条第2項、第260条第6項関係）
- キ 運営規程等の掲示の代替方法に関する規定を追加する。（第34条第2項、第261条第2項関係）
- ク サービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供の確保に関する規定を追加する。（第39条第2項、第111条の2第3項関係）
- ケ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第57条の2第3項、第108条第3項、第179条第4項、第214条第4項、第233条第4項関係）
- コ 薬剤師の居宅療養管理指導に係る情報提供の方法等に関する規定を

- 追加する。(第95条第2項第4号及び第5号関係)
- サ 通所系サービスに係る地域と連携した災害への対応の強化に関する規定を追加する。(第110条第2項関係)
- シ 通所介護における地域との連携等の強化に関する規定を追加する。(第111条の2第1項及び第2項関係)
- ス 短期入所生活介護に係る看護職員の配置基準を見直す。(第148条第6項及び第7項関係)
- セ 短期入所系サービスに係る個室ユニット型施設の設備・勤務体制を見直す。(第171条第7項関係)
- ソ 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。(第277条関係)
- タ その他所要の規定の整備を行う。(目次、第57条の2第1項及び第2項、第59条、第63条、第95条第3項、第111条の3、第113条、第115条、第135条、第146条、第148条第9項、第151条第5項、第168条、第181条の3、第188条、第204条、第237条、第248条、第263条、第265条、第276条、附則第30項から第32項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- a 高齢者虐待防止に関する規定
 - b 業務継続に向けた取組に関する規定
 - c 感染症対策の強化に関する規定
 - d 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定
- (イ) 当分の間、(2)セの規定により利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- (ウ) この条例の施行の際現に存する建物の居室であって、改正前の条例第171条第7項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

15 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第4条第3項、第55条第8号、第55条の10の2、第73条第7号、第83条第6号、第92条第6号、第121条第9号、第139条第9号、第157条第10号、第179条第7号、第194条第7号、第213条第9号、第232条第10号、第243条第6号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第4条第4項関係）
- ウ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第55条の2第3項、第121条の2第3項、第158条第4項、第195条第4項、第214条第4項関係）
- エ ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第55条の2第4項、第73条の2第4項、第121条の2第4項、第158条第5項、第195条第5項、第214条第5項関係）
- オ 業務継続に向けた取組に関する規定を追加する。（第55条の2の2関係）
- カ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第55条の3第3項第1号、第55条の10の2第1号、第87条第1号、第122条第2項第1号、第140条の2第2項第1号、第212条第3項第1号、第246条第6項第1号関係）
- キ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第55条の3第3項、第122条第2項、第140条の2第2項、第246条第6項関係）
- ク 運営規程等の掲示の代替方法に関する規定を追加する。（第55条の4第2項、第247条第2項関係）
- ケ サービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供の確保に関する規定を追加する。（第55条の9第2項関係）

- コ 薬剤師の介護予防居宅療養管理指導に係る情報提供の方法等に関する規定を追加する。(第96条第2項第4号及び第5号関係)
- サ 介護予防通所リハビリテーションに係る地域と連携した災害への対応の強化に関する規定を追加する。(第121条の4第2項関係)
- シ 介護予防短期入所生活介護に係る看護職員の配置基準を見直す。(第130条第6項及び第7項関係)
- ス 短期入所系サービスに係る個室ユニット型施設の設備・勤務体制を見直す。(第154条第7項関係)
- セ 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。(第267条関係)
- ソ その他所要の規定の整備を行う。(目次、第63条、第73条の2第1項から第3項、第75条、第85条、第94条、第96条第3項、第124条、第130条第9項、第143条、第165条の3、第172条、第182条、第218条、第235条、第249条、第254条、第263条、附則第30項から第32項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - a 高齢者虐待防止に関する規定
 - b 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定
 - c 業務継続に向けた取組に関する規定
 - d 感染症対策の強化に関する規定
- (イ) 当分の間、(2)スの規定により利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- (ウ) この条例の施行の際現に存する建物の居室であって、改正前の条例第154条第7項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

16 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、高齢者虐待を防止するための措置を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 高齢者虐待防止に関する規定を追加する。（第2条第4項、第29条第7号、第40条の2、第44条第3項、第51条第8号関係）
- イ 介護保険等関連情報等の活用に関する規定を追加する。（第2条第5項、第44条第4項関係）
- ウ 栄養ケア・マネジメントの充実にに関する規定を追加する。（第4条第1項第5号、第20条の2関係）
- エ 介護医療院の人員配置基準を見直す。（第4条第4項ただし書関係）
- オ 会議や多職種連携におけるICTの活用に関する規定を追加する。（第16条第6項第1号、第17条第6項、第33条第2項第1号、第40条第1項第3号、第40条の2第1項第1号、第47条第8項第1号関係）
- カ 口腔衛生管理の強化に関する規定を追加する。（第20条の3関係）
- キ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定を追加する。（第30条第3項、第52条第4項関係）
- ク ハラスメント対策の強化に関する規定を追加する。（第30条第4項、第52条第5項関係）
- ケ 業務継続に向けた取組の強化に関する規定を追加する。（第30条の2関係）
- コ 地域と連携した災害への対応の強化に関する規定を追加する。（第32条第2項）
- サ 感染症対策の強化に関する規定を追加する。（第33条第2項第3号関係）
- シ 事故防止担当者の選任に関する規定を追加する。（第40条第1項第5号関係）
- ス 記録の保存、説明等における電磁的な対応に関する規定を追加する。（第55条関係）

セ その他所要の規定の整備を行う。（目次、第4条第1項第2号、第35条第2項、第54条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 一般浴槽及び特別浴槽の設置を求める介護医療院の浴室の設置基準について、令和6年3月31日までに有床診療所から介護医療院へ移行して開設する場合は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないこととする。
- (イ) 事故防止担当者の選任に関する規定の改正規定については、条例施行日から6か月間は努力義務とする。
- (ウ) 次の改正規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
 - a 高齢者虐待の防止に関する規程
 - b 栄養管理に関する規程
 - c 口腔衛生の管理に関する規程
 - d 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定
 - e 業務継続に向けた取組に関する規定
 - f 感染症対策の強化に関する規定

17 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び職員に対する研修の実施等を義務付ける。（第2条第4項関係）
- イ 職員の勤務体制の確保、資質向上のための研修機会の確保等に係る規定を追加するとともに、職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第12条関係）
- ウ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第14条及び第15条第3項関係）
- エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第16条第2項関係）
- オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第20条関係）
- カ その他所要の規定の整備を行う。（第21条第2項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

18 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び職員に対する研修の実施等を義務付ける。（第2条第4項関係）

イ 職員の勤務体制の確保、資質向上のための研修機会の確保等に係る規定を追加するとともに、職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第10条関係）

ウ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第12条及び第13条第3項関係）

エ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第14条第2項関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第18条関係）

カ その他所要の規定の整備を行う。（第19条第2項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

(ア) 虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。

(イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

19 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 障害児入所施設及び児童発達支援センターは、非常災害の際に必要な設備を設け、非常災害に関する具体的な計画を作成し、発生時の連絡体制を整備するとともに、職員に周知し定期的に訓練を行う規定を新設する。（第12条の2関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、従業者に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第12条の3関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第13条関係）

エ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に従事する心理療法担当職員及び福祉型障害児入所施設に従事する心理指導担当職員の要件を明確化する旨を規定する。（第27条、第36条、第57条、第67条、第91条及び第99条関係）

オ 福祉型障害児入所施設のうち、主として知的障害児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の従業者の員数を4：1に見直す旨を規定する。（第67条関係）

カ 福祉型児童発達支援センターの栄養士及び調理員、機能訓練担当職員、看護職員、保育士、嘱託医、児童指導員、児童発達支援管理責任者の配置基準を明確化する規定を新設する。（第81条関係）

キ その他所要の規定の整備を行う。（第72条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) この条例の施行の際現に存する主として知的障害児及び盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (ウ) この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターが、置くべき児童指導員及び保育士の総数に機能訓練担当職員等を含める場合における児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないとする規定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

20 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第39条第4項関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第39条の2及び第41条第3項関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第42条第2項関係）

エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第45条第3項関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第46条第2項関係）

カ 通所支援計画の作成に係る会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。（第28条第5項関係）

キ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示に代えて、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする旨の規定を追加する。（第44条第2項関係）

ク 指定児童発達支援（児童発達支援センターで行われるものを除く。）、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスについて、配置すべき従業員から障害福祉サービス経験者を削除する旨を規定する。（第6条第1項、第56条第1項、第73条第1項及び第79条第1項関係）

ケ 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスについて、医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないこととし、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護

職員を置かないことができる旨を規定する。(第6条第2項、第7条第2項及び第73条第2項関係)

- コ 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスについて、看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められるものとし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない旨を規定する。(第6条第3項及び第7項、第7条第3項及び第6項並びに第73条第3項及び第7項関係)
- サ その他所要の規定の整備を行う。(第3条、第4条第4項、第38条、第81条の3第2項、第90条及び第92条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- (ウ) この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に改正前の基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、令和5年3月31日までの間は、なお従前どおり配置すべき従業者として障害福祉サービス経験者を配置することができることとする。
- (エ) この条例の施行の際現に指定を受けている児童発達支援センターが、置くべき児童指導員及び保育士の総数に機能訓練担当職員等を含める場合における児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないとする規定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

21 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第36条関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第36条の2及び第38条関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第39条関係）

エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第42条第3項関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第43条第2項関係）

カ 児童発達支援管理責任者が入所支援計画の策定にあたって行う会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。（第22条関係）

キ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示に代えて、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする旨の規定を追加する。（第41条第2項関係）

ク 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備及び従業員に対する研修の実施等を義務付ける。（第4条関係）

ケ 主として知的障害児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設の従業員の員数を4：1に見直す旨を規定する。（第5条第1項関係）

- コ 指定障害児入所施設等に従事する心理指導担当職員の要件を明確化する規定を追加する。(第5条第3項関係)
- サ 一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例の期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日まで延長する旨を規定する。(平成30年条例第59条附則第2項関係)
- シ その他所要の規定の整備を行う。(第3条、第5条第4項、第6条第3項第3号、第35条、第42条及び第58条関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。
- (ウ) この条例の施行の際現に存する主として知的障害児及び盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- (エ) この条例の施行の際現に存する福祉型児童発達支援センターが、置くべき児童指導員及び保育士の総数に機能訓練担当職員等を含める場合における児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないとする規定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

22 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第34条第4項、第70条第4項、第200条第6項及び第201条の21第5項関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第34条の2及び第72条第3項関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第35条第3項、第73条第2項及び第92条第2項関係）

エ 新たに指定居宅介護等について、身体的拘束等の禁止規定を設けるとともに、他のサービスについて身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に係る規定を追加する。（第36条の2関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第41条の2関係）

カ 個別支援計画の作成に係る会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。（第60条第5項関係）

キ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示に代えて、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする旨の規定を追加する。（第36条第2項、第74条第2項及び第94条第2項関係）

ク 指定生活介護、共生型生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）について、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない旨を規定する。（第87条の2第2項及び第183条

第2項関係)

- ケ 指定就労移行支援について、就労支援員の常勤要件を廃止するとともに、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない旨を規定する。(第163条及び第170条第2項関係)
- コ 指定就労継続支援A型について、規則に定める事項に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない旨を規定する。(第184条の3関係)
- サ 指定就労定着支援について、利用者に対する相談等の支援において、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする旨を規定する。(第194条の8第2項関係)
- シ 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の期限を令和3年3月31日から令和6年3月31日に延長する旨を規定する。(附則第6項及び第7項関係)
- ス その他所要の規定の整備を行う。(第4条第3項、第5条第1項、第32条、第69条、第75条、第77条第2項、第91条、第158条第2項、第201条の4第4項及び第5項並びに第202条第1項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

23 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第47条第4項関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第47条の2及び第49条第3項関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第50条第2項関係）

エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第53条第3項関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第59条の2関係）

カ 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。（第27条第5項関係）

キ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示に代えて、事業所に閲覧可能な形で備え置くこと等を可能とする旨の規定を追加する。（第52条第2項関係）

ク 昼間実施サービスとして行う就労移行支援について、就労支援員の常勤要件を廃止するとともに、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない旨を規定する。（第5条第1項第4号、第7条第1項及び第36条第3項関係）

ケ 昼間実施サービスとして行う就労継続支援B型について、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない

旨を規定する。(第 36 条第 4 項関係)

コ 一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期限を令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日に延長する旨を規定する。(平成 30 年条例第 61 号附則第 2 項関係)

サ その他所要の規定の整備を行う。(第 4 条第 3 項、第 15 条第 1 項、第 46 条及び附則第 18 項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務とする。

(イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務とする。

24 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。（第23条第4項関係）

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。（第23条の2及び第25条第3項関係）

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。（第26条第2項及び第48条第2項関係）

エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第27条第3項関係）

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。（第31条の2関係）

カ 個別支援計画の作成に係る会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。（第14条第5項関係）

キ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（A型・B型）について、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない旨を規定する。（第43条の2第2項及び第82条第2項関係）

ク 就労移行支援について、就労支援員の常勤要件を廃止するとともに、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない旨を規定する。（第62条及び第67条第2項関係）

ケ 就労継続支援A型について、規則で定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない旨を規定する。（第83条の

3 関係)

- コ その他所要の規定の整備を行う。(第3条第3項、第32条第2項第4号、第63条第2項及び第88条第4項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

25 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 職場におけるハラスメント防止のための必要な措置の実施等に係る規定を追加する。(第35条第4項関係)

イ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加するとともに、訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨の規定を追加する。(第35条の2及び第37条第3項関係)

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の実施等に係る規定を追加する。(第38条第2項関係)

エ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。(第40条第3項関係)

オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、職員に対する研修の実施等に係る規定を追加する。(第44条の2関係)

カ 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議において、テレビ電話等を活用できる旨を規定する。(第16条第5項関係)

キ 昼間実施サービスとして行う就労移行支援について、就労支援員の常勤要件を廃止するとともに、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない旨を規定する。(第4条第1項第5号及び第25条第3項関係)

ク 昼間実施サービスとして行う就労継続支援B型について、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない旨を規定する。(第25条第4項関係)

ケ その他所要の規定の整備を行う。(第3条第3項、第5条、第45条第2項及び附則第25項関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 身体的拘束等の禁止に係る義務規定及び虐待の防止に係る義務規定については、令和4年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 業務継続計画の策定等に係る義務規定及び感染症等の予防等に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。

26 令和2年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	407,874	△29,131	378,743	591	△3,000	△26,449	△273	
(項) 青少年費	407,874	△29,131	378,743	591	△3,000	△26,449	△273	維持運営費 △11,540 青少年センターホール天井改修工事設計費 △5,502
(款) 民生費	389,368,478	4,797,372	394,165,850	△2,346,805	364,000	△631,727	7,411,904	
(項) 社会福祉費	16,464,598	△372,879	16,091,719	△60,336	—	△295,689	△16,854	社会福祉施設等応接職員派遣支援事業費 △152,576 福祉人材養成確保事業費 △137,162
(項) 障害福祉費	84,273,053	△1,809,933	82,463,120	△1,508,175	376,000	△68,420	△609,338	放課後等デイサービス支援事業費補助 △1,226,799 障害者自立支援等給付費 △239,632
(項) 老人福祉費	131,075,819	3,289,304	134,365,123	△11,347	—	△1,285,782	4,586,433	介護施設整備費補助 △1,219,223 介護給付費負担金 4,510,491
(項) 生活保護費	58,095,926	45,038	58,140,964	5,268	—	—	39,770	生活困窮者自立支援事業費 △247,873 生活保護扶助費 278,550
(項) 児童福祉費	99,459,082	3,645,842	103,104,924	△772,215	△12,000	788,190	3,641,867	子ども・子育て支援施設型給付費負担金 3,067,294 小児医療費助成事業費補助 △843,443
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	229,974	△229,974	
(款) 教育費	70,206,483	△3,505,229	66,701,254	△1,275,600	—	△337,535	△1,892,094	
(項) 私学振興費	70,206,483	△3,505,229	66,701,254	△1,275,600	—	△337,535	△1,892,094	私立学校経常費補助 △748,991 高等学校等就学支援事業費 △548,347
一般会計 計	459,982,835	1,263,012	461,245,847	△3,621,814	361,000	△995,711	5,519,537	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	5,800	△5,171	629	基金積立金
母子父子寡婦福祉資金会計	542,213	△124,704	417,509	母子父子寡婦福祉資金貸付金

福祉子どもみらい局計	460,530,848	1,133,137	461,663,985	
------------	-------------	-----------	-------------	--

【議案（令和2年度予算）9・10頁 定県第153号議案】

27 令和2年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4	民生費		3,488,227
	1	社会福祉費	9,480
		福祉人材養成確保事業費	9,480
	2	障害福祉費	853,897
		障害福祉施設等感染症対策費	154,520
		民間障害福祉施設整備費補助	40,434
		障害福祉施設従事者慰労事業費	26,900
		芹が谷やまゆり園整備維持管理費	632,043
	3	老人福祉費	2,622,330
		民間老人福祉施設整備費補助	114,354
		介護老人保健施設整備費補助	93,500
		介護施設整備費補助	143,059
		介護施設等感染症対策費	2,071,417
		介護施設従事者慰労事業費	200,000
	5	児童福祉費	2,520
		子ども・子育て支援人材確保育成事業費	2,520

28 令和2年度一般会計2月補正予算（その1）継続費
【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	全 体 計 画						前 年 度 末 ま で の 支 出 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額 (見込)	当 年 度 支 出 予 定 額	該 年 度 末 ま で の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 費 の 額 に 対 し た 進 捗 率	
	年度	区分	年割額	左の財源内訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国庫 支出金	県債	その他							
4 民生費			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
2 障害福祉費 津久井やまゆり園新築工事費	元	補正前額	237,000	-	235,000	-	2,000						
		補正額	-	-	-	-	-	87,990	-	87,990	-	2	
		補正後額	237,000	-	235,000	-	2,000						
	2	補正前額	2,862,000	-	2,575,000	-	287,000						
		補正額	-	-	285,000	-	△285,000	-	-	3,011,010	3,011,010	-	65
		補正後額	2,862,000	-	2,860,000	-	2,000						
	3	補正前額	1,521,000	-	-	-	1,521,000						
		補正額	-	-	1,368,000	-	△1,368,000	-	-	-	1,521,000	-	
		補正後額	1,521,000	-	1,368,000	-	153,000						
	計	補正前額	4,620,000	-	2,810,000	-	1,810,000						
		補正額	-	-	1,653,000	-	△1,653,000	-	87,990	3,011,010	3,099,000	1,521,000	67
		補正後額	4,620,000	-	4,463,000	-	157,000						
4 民生費													
5 児童福祉費 厚木児童相談所新築工事費	2	補正前額	201,000	9,972	168,000	-	23,028						
		補正額	-	13,302	△12,000	-	△1,302	-	-	201,000	201,000	-	11
		補正後額	201,000	23,274	156,000	-	21,726						
	3	補正前額	1,597,000	-	-	-	1,597,000						
		補正額	-	188,324	1,244,000	-	△1,432,324	-	-	-	-	1,597,000	-
		補正後額	1,597,000	188,324	1,244,000	-	164,676						
	計	補正前額	1,798,000	9,972	168,000	-	1,620,028						
		補正額	-	201,626	1,232,000	-	△1,433,626	-	-	201,000	201,000	1,597,000	11
		補正後額	1,798,000	211,598	1,400,000	-	186,402						

29 令和2年度一般会計2月補正予算（その1）債務負担行為
【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
津久井やまゆり園指定管理費	504,321	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	654
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和4年度	504,321	一般財源	503,667	
芹が谷やまゆり園指定管理費	489,113	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
						そ の 他	1,421
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和4年度	489,113	一般財源	487,692	

30 令和2年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	5,800	△ 5,171	629

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	5,800	△ 5,171	629	—	—	△ 5,171	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
財産運用収入	5,799	△ 5,171	628	基金運用利子

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
基金積立金	5,800	△ 5,171	629	

31 令和2年度母子父子寡婦福祉資金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入	542,213	△ 124,704	417,509

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			繰越金
				特定財源			
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	542,213	△ 124,704	417,509			△ 124,704	

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
貸付金返納	408,773	△ 124,704	284,069	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	527,852	△ 124,704	403,148	

32 令和2年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	378,743	—	378,743	—	—	—	—	
(項) 青少年費	378,743	—	378,743	—	—	—	—	
(款) 民生費	394,165,850	20,082,463	414,248,313	20,072,503	—	—	9,960	
(項) 社会福祉費	16,091,719	1,829	16,093,548	1,829	—	—	—	
(項) 障害福祉費	82,463,120	21,193	82,484,313	19,983	—	—	1,210	
(項) 老人福祉費	134,365,123	—	134,365,123	—	—	—	—	
(項) 生活保護費	58,140,964	20,009,941	78,150,905	20,009,941	—	—	—	
(項) 児童福祉費	103,104,924	49,500	103,154,424	40,750	—	—	8,750	
(項) 使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	66,701,254	336,034	67,037,288	336,034	—	—	—	
(項) 私学振興費	66,701,254	336,034	67,037,288	336,034	—	—	—	
一般会計 計	461,245,847	20,418,497	481,664,344	20,408,537	—	—	9,960	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	629	—	629	
母子父子寡婦福祉資金会計	417,509	—	417,509	

福祉子どもみらい局計	461,663,985	20,418,497	482,082,482	
------------	-------------	------------	-------------	--

33 令和2年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 手話言語普及推進事業費

1,829千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

聴覚障がい者の利便性向上のため、二次元バーコードを使った遠隔手話通訳サービスの利用手順等を示した案内板を作成する。

(2) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害者地域活動支援事業費

13,056千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

障害者支援施設等が必要なサービス等を継続して提供するため、通常の障害福祉サービス等の提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して補助する。

- ・ 障害福祉施設先進技術活用促進事業費

4,507千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、ICT導入に対して補助する。

- ・ 民間障害福祉施設整備費補助

3,630千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

災害時における障害福祉施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対して補助する。

(3) 4款 民生費 4項 生活保護費

一部(新) ・ 保護施設等感染症対策費

9,941千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

保護施設等の事業継続に必要となるかかりまし経費や施設の消毒経費等に対して補助するとともに、生活困窮者の自立相談支援体制を強化する市町村に対して補助する。

・ 生活福祉資金貸付事業費補助

20,000,000千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 12頁】

生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等を補助する。

(4) 4款 民生費 5項 児童福祉費

・ 児童福祉施設等感染症対策費

5,500千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 13頁】

児童相談所や児童相談所一時保護所、県立児童福祉施設において必要となる衛生用品及び防護用品を購入する

・ 民間児童養護施設等感染症対策費補助

44,000千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 13頁】

児童養護施設等が行う衛生用品の購入及び施設の個室化に要する改修経費等に対して補助する。

(5) 11 款 教育費 8 項 私学振興費

・ 私立学校経常費補助

164,400千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 22頁】

私立学校における保健衛生用品等の購入経費及び感染症対策等に資する研修参加経費等を補助する。

・ 私立幼稚園等感染症対策費補助

171,634千円

【予算に関する説明書（令和2年度 その2） 22頁】

私立幼稚園における保健衛生用品等の購入経費等を補助する。

34 令和2年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費			9,665,216
	1 社会福祉費		1,829
		手話言語普及推進事業費	1,829
	2 障害福祉費		4,507
		障害福祉施設 先進技術活用促進事業費	4,507
	4 生活援護費		9,609,380
		保護施設等感染症対策費	9,380
		生活福祉資金 貸付事業費補助	9,600,000
	5 児童福祉費		49,500
		児童福祉施設等 感染症対策費	5,500
		民間児童養護施設等 感染症対策費補助	44,000
11 教育費			336,034
	8 私学振興費		336,034
		私立学校経常費補助	164,400
		私立幼稚園等 感染症対策費補助	171,634

(変更)

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 民生費	2 障害福祉費	民間障害福祉施設 整備費補助	40,434	民間障害福祉施設 整備費補助	44,054

35 芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	芹が谷やまゆり園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人かながわ共同会
(イ) 主たる事務所の所在地	秦野市南矢名三丁目２番１号
ウ 指定期間	令和３年８月１日から 令和５年３月31日まで

36 津久井やまゆり園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	津久井やまゆり園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人かながわ共同会
(イ) 主たる事務所の所在地	秦野市南矢名三丁目２番１号
ウ 指定期間	令和３年８月１日から 令和５年３月31日まで